

Title	白石・芳洲論争と対馬藩
Sub Title	The debate between Arai Hakuseki and Amenomori Hosyu, and the position of Tsushima-han
Author	田代, 和生(Tashiro, Kazui)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.3/4 (2000. 5) ,p.1(333)- 80(412)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

白石・芳洲論争と対馬藩

田代和生

はじめに——問題の所在

正徳四年（一七一四）から五年にかけて、幕府の政治顧問である新井白石と、対馬藩宗家の儒学者、雨森芳洲（東五郎）との間に、朝鮮への銀輸出をめぐる論争があつた。両者はその三年前の正徳元年、朝鮮通信使来日の際に、応接儀礼や国王号など外交問題をめぐって激しく対立したことがある。あまりにも有名なこの出来事と比べて、両者の間に、後年こうした経済をめぐる論争が存在したことはほとんど知られていない。ひとつはこの論争が白石や幕府側の記録にまったく書かれることなく終わつたためで、またひとつには対馬藩側が白石に対面したことなどを含めて、この一件をできるだけ穩便に進めたためである。

この経済論争において、白石のとつた立場は、国家的な見地から日本銀の海外輸出を抑制しようとしたもので、その主張の背景には、幕藩制という政治的枠組みを越えた、ある種の“国民経済的”な発想を読み取ることができる。いっぽう芳洲は、あくまでも対馬藩の代弁者として、貿易で財政を維持する藩経済の正当性を主張した。芳洲は、白石の交易銀抑制策に理解を示すものの、今ただちにこれを対馬藩に適用すれば、罪なくして領地を没収するに等しいと、大名領地論争にからめた反論を展開してきた。両者の異なる立場からの争点は、換言すれば国民経済と藩経済の対立であり、また“貿易立藩”としての対馬藩の主張は、幕藩制社会の本質を追求するための重要な問題を提起している。

歴史に埋もれた白石・芳洲論争の詳細は、対馬藩の残

した宗家文書『交易料銀減少之儀被仰出候付て御願之筋御聞合之記録』と『交易料之銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』(いすれも国立国会図書館所蔵)によつて知ることができる。これら二冊の史料の存在、あるいは論争の概略について、筆者はかつて著書で触れたことがある。

ここでは、白石が長崎新令の発令(正徳五年)に先がけて、朝鮮への銀輸出抑制をはからうとし、それを薩摩藩の琉球貿易と同等視して実施しようとしたため、対馬藩およびその代弁者である芳洲との対立を招いたこと、この過程で芳洲は正徳五年(一七一五)四月、対馬藩の立場を説明した『隣交始末物語』を著して白石や幕府に提出し、やがて対馬藩の特殊事情が認められて、結果的に従来通りの輸出銀額が認可されるに至つたことなどを明らかにした。

ただし著書では、論争そのものの分析を目的としていなかつたため、議論の詳細な内容、ここで果たした芳洲の具体的な役割、あるいは芳洲の理論を基盤に後年展開される対馬藩請願運動との関連などについては、まったく触れることがなかつた。このためであろうか、近年、この論争や芳洲の主張が正確に理解されないまま研究者によつて取り上げられ、さまざま憶測や誤解を生み、

あるいはそこからまた別の結論が導かれようとしている。⁽²⁾とりわけこの交易銀問題に深い関心を寄せられた泉澄一氏は、最近の著書『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』⁽³⁾のなかで数ページをさいてこの一件に言及され、筆者と異なる見解を示された。

泉氏は、先述した宗家側の史料にかわり、「享保七年(一七二二)か八年に成立した」という『隣好始末物語句解』なる書物に注目され、このときの交渉はすべて対馬藩江戸家老の平田直右衛門が主体となつて進め、芳洲の役割はあくまでも直右衛門を補佐するためのもので、「芳洲が正面切つて白石と論じあつたのではない」と、そもそも白石と芳洲との間に論争じたいが存在しないと結論された。さらに同氏は、この論争のとき幕府に提出された『隣好始末物語』を、芳洲の著作とするのは間違いで、請願を有利に運ぶために対馬藩が仕立てた「偽文書」であるという新見解を提示された。すなわち『隣好始末物語』は、「元禄十三年(一七〇〇)」に提出された対馬藩土瀧六郎右衛門の「草稿」を、芳洲と対馬藩の家老が加筆・修正して仕立てた書物で、それも白石のもとに届けたのは芳洲ではなく、初回の対面時に平田直右衛門が持参したものであるとされている。⁽⁴⁾

そこであらためて泉氏が注目された『隣好始末物語句解』という書物を子細に検討してみたところ、瀧六郎右衛門「草稿」の存在など、これまで知られていなかつた重要な史実を確認することができたが、そのいっぽうで年紀設定や史料解釈の点で問題があることが分かつた。

とりわけ同氏が底本とされる芳洲文庫本（滋賀県伊香郡高月町雨森、芳洲会所蔵）にあたつたところ、これは実は『隣好始末物語句解』という書物ではなく、本稿第二章で明らかにするように写本の誤記を取り違えたまつたく別の表題の書物で、かつその成立年代は正確には享保十六年（一七三二）、したがつて瀧六郎右衛門「草稿」の提出時期も宝永六年（一七〇九）から七年ごろと、泉氏が設定された年紀をすべて九年ほど後ろへずらして考えなければならないことが判明した。⁽⁵⁾

白石・芳洲論争から十七年後に書かれたこの史料は、論争の現場の具体的な記述はなく、かなり漠然とそのころの状況を説明したものにすぎない。論争前後のころの芳洲と対馬藩は、白石や幕閣へ多くの書類を提出しており、瀧六郎右衛門「草稿」がすなわち『隣好始末物語』であるということ、ましてやそれが白石との初回の対面時に平田直右衛門が持参したものと同一であつたという

ことは、史料からは窺うこときかないものである。

いっぽう先述した二冊の国立国会図書館本には、芳洲が江戸へ派遣される正徳四年から筆を起こし、同五年にかけて、三回にわたり白石との対面を実現させていた状況が詳しく記録されている。『隣好始末物語』はその最終回、芳洲自らの手で白石へ渡され、この時の芳洲の言葉から同書成立にまつわる新たな史実が浮上してきた。

さらにこの論争によつて提示された芳洲独自の理論（以下「芳洲理論」と称す）は、実は白石・芳洲論争に先立つこと三年前の正徳元年に、すでに白石へ内示されていたもので、平田直右衛門の役割はそれを白石へ伝達することにあり、議論の中心にいたのはやはり「芳洲理論」を考案した芳洲自身であつたことが明らかにされる。

本稿は、近年、泉澄一氏によつて提起された白石・芳洲論争にまつわる諸問題の再検討のため、①白石の政界登場と芳洲の役割、②三回にわたる論争の内容と争点、③「芳洲理論」構築の経緯と内容、④論争の歴史的意義について、新史料の紹介とともに考察するものである。

註

(1) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一

九八一年) 三三四~三三八頁。

(2) たとえば上垣外憲一氏は、この論争にみられる芳洲の経済思想を「保守性」であると強調している(『雨森芳洲元禄享保の国际人』中央公論社、一九八九年、一四九~一五〇頁)。芳洲を国际人にみて、現代的な視角から分析を試みればそのように映るかもしれないが、当時の対馬藩経済の構造と論争の争点を正しく理解すれば、芳洲理論はむしろ「革新的」な構想上に立脚していたことは明らかである。また芳洲理論は、後年幕府からの援助金引き出しの論理として盛んに活用されるが、荒野泰典氏はそのような論理がいつ、どこから出でてくるか不明であるとし(『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年、二三六頁)、山本博文氏は対馬藩の交渉相手である幕府の勘定吟味役杉岡弥太郎の入れ智恵であつたと結論している(『対馬藩江戸家老』講談社、一九九五年、二三一~二三八頁)。

(3) 関西大学東西学術研究所研究叢刊十、関西大学出版部、一九九七年、三〇七~三二三頁。

(4) 泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』(前掲註3)三一〇~三一一頁。泉氏によると、このような『隣好始末物語』を芳洲の著作としたことは「誤解であることは明白である」(三一〇頁)と、校訂本『芳洲外交関係資料書簡集』(雨森芳洲全書三、関西大学東西学術研究所資料集刊十一~十三、関西大学出版部、一九八二年)からの削除を暗に示されている(三一二頁)。氏によれば、これら一連の行為は「姦策を謀議し公儀を欺く行為」であ

り、たとえ補佐役であつても「芳洲にとつてまことに芳しからぬこと」(三一三頁)と、交渉そのものを恥ずべき行為という観角でとらえている。

(5) 泉氏の年紀の誤解は、『芳洲外交関係資料書簡集』(前掲註4)に収録された校訂本の註記にも及んでいる。すなわち「去ル午年」の右に(享保十一年)と註が入れられ(校訂本、二七九頁)、正確には白石・芳洲論争が行われた「午年」=正徳四年(一七一四)の十二支を一回り後へ取り違えている。この誤解された「午年」の註記から、山本博文氏は『対馬藩江戸家老』(前掲註2)で、『隣好始末物語』の成立の時期を享保十一年(一七二六)とし(二三三頁)、加えて後に続く文章から『隣好始末物語』を「家老たちをが数度寄合をもち、添削したもの」と解釈された。さらに山本氏は、『隣好始末物語』について、「幕府から拝借金を得るために作られた作文という性格が強い」(二六四頁、註22)とも記している。泉氏の『隣好始末物語』偽文書説は、あるいはこの山本氏の見解に影響されたとも考えられる。なお、『隣好始末物語』成立の時期を享保十一年とする間違いは、上野日出刀『雨森芳洲』(叢書・日本の思想家)明徳出版、一九九一年、二三三頁)所収の年表にもみられる。

第一章、日朝交易銀問題と雨森芳洲の役割

1、交易銀の変遷と「人参代往古銀」

白石・芳洲論争に入る前に、正徳四年（一七一四）までに展開された日朝交易銀問題の概要、これをめぐる白石の主張と芳洲の役割について触れておきたい。⁽¹⁾

近世の初期、海外に日本の銀、それも国内通用銀貨（慶長銀、純度八十%）が大量に流出したため、しだいに幕府によって銀の輸出抑制策が強化されていたことはよく知られている。この背景のもと、対馬藩が朝鮮への輸出銀額について、幕府から初めて制約をつけられたのは、貞享三年（一六八六）のことである。これは前年、長崎に出された御定高仕法の影響によるもので、このとき長崎貿易の総額は銀に換算して九〇〇〇貫目（中国船六〇〇〇貫目・オランダ船三〇〇〇貫目）に限定された。翌年定められた対馬藩への制限額は銀で一〇八〇貫目、同様に薩摩藩の琉球貿易に対しても一一〇貫目という枠が設けられた。さらにその後、元禄十三年（一七〇〇）、貨幣改鑄による純銀含有量の目減りを理由に、朝鮮輸出銀額は一八〇〇貫目に増額される。白石の時に問題となる輸出銀額一四一七貫五〇〇日という数字は、後述する

ようにな永七年（一七一〇）に認可された貿易用特殊銀貨「人参代往古銀」の交付額であり、これは元禄銀（純度六十四%）一八〇〇貫目を灰吹上銀に直して一一三四貫目（ $1800 \times 0.63 = 1134$ 貫目）⁽²⁾ とし、さらに人参代往古銀の純度（八十%）に照らして算出した（ $1134 \div 0.8 = 1417$ 貢 500 田）もので、基本的には元禄期の額（一八〇〇貫目）が基準額であつたことには変りがない。

ただし、貞享期および元禄期の銀額で注意しなければいけないことは、その数字の内容である。まず貞享期に幕府が設定した額は、いずれの貿易口においても、現銀の輸出高とその他輸出諸品の額を銀額におして合計した、いわゆる「貿易総額」を意味していたはずである。ところが貞享三年に、銀一一〇貫目という低額をおしつけられた薩摩藩が、これを不満として強く幕府に抗議し、翌四年、老中の許可を得て進貢船派遣の年は八〇四貫目、接貢船派遣の年は四〇一貫目（派遣は一年おきのため、年平均すると六〇二貫目になる）とされ、それも「現銀」の輸出高に訂正されたことになった。このため対馬藩の設定額も、いつしか現銀の輸出高とみなされるようになり、元禄十三年に一八〇〇貫目に増額されたときは、当然のことのように現銀扱いであった。長崎口が常に貿易総額

扱いで、かつ実際の現銀輸出が極端に制限されたのに対し、対馬藩や薩摩藩のいわゆる「藩貿易口」は、銀額設定の一面对みても、かなり特殊扱いされていたことが分かる。

藩貿易口への幕府の特別措置を端的に示しているのが、対馬藩への人参代往古銀一四一七貫五〇〇日の輸出許可である。これは対馬藩が、宝永期の銀貨悪鑄時代（一七〇六年～一七二一年）、最低品位二十%（宝永四ツ宝銀）まで低下した国内の通用銀貨を朝鮮交易用とすることに見切りをつけ、かつての慶長銀と同じ純度八十%の「往古銀」の交付を幕府に願い出たものである。しかもこの銀鑄造の背景には、異常ともいいうべき朝鮮薬用人参のブームがあつた。そのころ対馬藩は、朝鮮人参の国内供給をほぼ独占的に握っており、輸入量の確保と原価抑制のために貿易銀貨の必要性を訴え、医薬行政上の見地から特別措置を講じてもらうよう幕府へ願つたもので、「人参代」の名もそうした由来による。

許可是、宝永七年（一七一〇）九月、老中土屋政直の令達をもつてなされたが、ここにいたるまで、対馬藩は交易銀問題をめぐって、数年間におよぶ幕府との実務交渉を初めて経験することになった。このとき対馬藩江戸

家老の杉村三郎左衛門が交渉相手に選んだのは、勘定奉行の荻原重秀である。重秀は、銀座人の関久右衛門と結託して、銀吹所の大黒常是（五代常榮）⁽³⁾を御役召放しにし、銀貨に集中した悪鑄を行っていた。⁽³⁾ 貿易銀の認可をとりつけるのには、最適な人物選定であつたことはいうまでもなく、許可を得るまで連日のように三郎左衛門が重秀の私宅に参上して説得につとめる密着ぶりであつた。ところで、「往古銀」は対馬藩だけでなく、薩摩藩にも認可されていた。⁽⁴⁾ 通用銀を交易に用いられなくなつたという朝鮮貿易と同じ理由によるが、そこで目標とされた「往古」は、慶長期ではなく元禄期、すなわち六十四%の貿易銀で、対馬藩に交付されていた人参代往古銀のほうが商品価値は高かつたことになる。とくに人参代往古銀の引替には、いわゆる「無歩引替」という特例が認められており、通用銀との品位差分は幕府の負担、また鑄造経費は銀座負担とされていた。銀の輸出抑制が厳しい時期、さらに国内通貨の品位が極端に低下している時期、藩貿易口への特別措置は、当時の貿易および通貨政策のいづれからみても異例ずくめで、とりわけ対馬藩への措置は荻原重秀個人に的を絞つて交渉した成果であつたといえる。

2、新井白石の登場

だが正徳期になると、交易銀をとりまく状況が一変した。まず対馬藩の請願内容を全面的に認め、人參代往古銀の铸造に踏み切ってくれた荻原重秀が、正徳二年（一七一二）九月、新井白石の数度にわたる彈劾によつて罷免され、直ちに宝永銀の铸造停止が布告される事態が起つた。ついでその翌月、將軍家宣の遺命という形で、元禄・宝永期の悪鑄貨幣を整理し、新たに慶長期の幣制に復する旨の令達があつた。実際に新金銀铸造の触書が出されたのは、その二年後の正徳四年（一七一四）五月十五日で、その二日前、悪鑄時代に巨額の利益を占めた銀座役人が、いわゆる「銀座肅正」⁽⁵⁾によつて一斉に処罰されるという徹底ぶりであつた。

この白石による正徳金銀の改鑄は、鉱産資源に対する独自の姿勢を反映させたもので、明確な経済思想の裏付けとともに、翌正徳五年正月に発令される長崎新令（海舶互市新令）にも連動していた。白石の主張は、幕藩制という領域にとどまらず、一国経済の観点から、金銀銅の輸出が国益上いかに甚大な損失を招くかを説くものであつた。たとえば白石は、自叙伝『折たく柴の記』⁽⁶⁾のなかで、鉱産資源を人間の身体でいえば「骨髄」にあたる

とし、ひとたび失えば「ふたゝたび生ずる事」のないものにもかかわらず、「毛髪」のごとく切つてもすぐに生じる輸入品を求めてやまないと、当時の貿易構造そのものを批判している。白石によれば、日本はすでに金を四分の一、銀にいたつては四分の三を失つており、これは「我有用の財を用ひて、彼無用の物に易むこと、我国萬世の長策にあらず」という危機意識に直結していた。

そうした白石の目は、当然のことながら、異例ともいえべき藩貿易口からの大量の銀輸出を見逃さなかつた。

正徳三年（一七一三）六月に上申した「改貨議」において、白石は重秀時代に許可した往古銀を「上銀」と呼び、上銀一貫目と申すとも、今の時は尤以て大切な事に候、みだりに御ゆるし有べく候事は、我国後代迄の

ため、しからべからざる事勿論に候、
と、その存在じたいを許し難いとしていた。さらに朝鮮・琉球への銀輸出は、⁽⁸⁾

朝鮮・琉球我が國の銀をもとめ候事は、中國と交易の利をもとめ候ためて候、しかるを対州・薩州のものども、如此に申候事は、彼國のものども欺かれ候事歟、又は対州・薩州のものども上を欺き申歟の間たるべく候、たとひ朝鮮・琉球の難儀の事候へばとて、

我国当時の急難にかへらるべき事に候はんや、此理をよくよく仰渡され候におるては、対州・薩州の領主もいかでか其理を承届ざる事の候べきや、と述べ、むしろ公儀を欺く行為に等しいという認識をもつていた。

白石の意図は、ただちに政策に反映された。すなわち改鑄の触書が出てから四日後の正徳四年（一七一四）五月十九日、対馬藩江戸藩邸の留守居、三浦貞右衛門は老中土屋政直邸へ呼ばれ、

只今迄のことく対州朝鮮交易の料渡され候におるて

ハ、我国通用の銀のため相妨候事共有之候、対州朝鮮交易の事は其由来久しき事に候へ共、我国の公私當時後代迄の弊を除かれ候事ニ比し候へは、事の緩急大きに同しかるへからず候、然れば対州におるても我国当時後代迄のためを思慮有之、よろしく朝鮮に申合候て年々交易の銀料を減し候様に相心得られ、其議定有へき所の銀数を以て言上あるへく候、

（傍線引用者、以下同）

として、かつて人参代往古銀の許可を与えた同じ老中の口から、朝鮮への銀輸出は「我国通用の銀のため相妨候事」「後代迄の弊」と定義づけられ、今後、朝鮮への

銀輸出額を減少するよう申し渡されたのである。このとき減額すべき数量については触れられていなかつたが、後に対馬藩が打診したところ、とりあえず一〇〇〇貫目まで減少し、やがては六〇〇～七〇〇貫目が妥当であると、年間制限額一四一七貫五〇〇目の中分位までに低下させたい旨の回答を得た。重秀時代とは一転して、対馬藩にとつて前途多難な時代の到来を告げる白石の登場である。

3、対馬藩の危惧

対馬藩は、新銀が良質なものであるからには、今後、それを交易銀として使用するのに異義をはさむ余地はないが、これを契機に輸出限度額そのものを減少するという、幕府の厳しい措置に驚いた。新銀を交易銀とするにしても、往古銀との極印違いを朝鮮側に説明する必要があり、また何よりも許可されている前年度分（正徳三年度分）をこの時点まだ受けとつていなかつた。そこでとりあえず早急に往古銀を引き渡してくれるよう老中と交渉し、これについては正徳四年（一七一四）六月十四日、土屋政直から許可をとりつけることができた。ただしこれと並行して行つていた銅二十万斤の輸出要請は、半額

の十万斤に減らされてしまい、このままいけば翌年に受け取る正徳四年度分から、交易銀が減少されることは確実であつた。

もとより藩としては、今回の交易銀問題を投げかけたのが、令達を行つてゐる老中ではなく、白石その人であることを充分認識していた。直接言われたわけではないが、藩貿易口に対する白石の厳しい風当たりは、江戸藩邸にも自然に伝わつてきており、三年前に通信使の応接儀礼改革をめぐつて激しく対立した記憶もまだ新しかつた。この時期、対馬藩の混乱ぶりは、江戸家老、平田直右衛門と、国元家老との間に交換された書状のなかに詳しい。⁽¹⁰⁾なかでも正徳四年六月十九日、国元家老五名の連記による直右衛門宛の書状に、

信使来聘時分、(新井)筑後守殿(杉村)三郎左衛門
え御挨拶ニ、御新令之儀信使請不被申候刻は御隣交
相止可申候、御隣交相止候ても何そ差支申儀は少も
無之候、乍然人参は病家之為重宝成薬種に候得共、
是以長崎口より高直ニ御調被成候は、御望之通可持
來候ニ付、朝鮮より人参不出候ても差支は有之間敷
との御噂ニて候(中略)、南京は大国之事候故、代
物買ニして高直ニ御調させ被成、又ハ人参持來候唐

人え勝手ニ罷成候様被仰付候は、現銀ニて無之、代
物ニて長崎口より近年出候斤数ニ倍仕候様ニも持來
義も可有之候哉、

とあり、かつて通信使来日のとき(江戸家老の)杉村三郎左衛門に対して、白石が御新令を承諾しないならば、朝鮮との御隣交を止めることも辞さないと、強い口調で脅していたことを明らかにしている。しかもそのやりとりの中に、白石は人参輸入について、長崎口から高値をもつて輸入すれば、希望通り入手できるとし、対馬経由でなくとも「差支は有之間敷」という噂もある、などと述べて藩当局者を震えあがらせていた。この白石の言葉に対しても、「差支は有之間敷」という噂もある、などと述べて藩当局者を震えあがらせていた。この白石の言葉(銀以外の銅等による)代物買いで高値に輸入させたり、あるいは人参を持つてくる中国商人を優遇するなどすれば、「長崎口より近年出候斤数ニ倍仕候様ニも持來義も可有之候哉」と、現実に起こり得る話として受け止めていたことが分かる。

白石が薬用人参確保のため、長崎口を利用する案を持つていたことは、正徳三年(一七一三)六月提出した『改貨議』のなかに、⁽¹¹⁾

もし朝鮮の人参にて数少く候はんには、長崎表にて

人参を買ひとり候はん事、何事があるべく候はん歟とあり、確實なことである。さらに若松正志氏の研究に⁽¹²⁾よると、正徳五年（一七一五）九月、老中久世大和守は、過去五年分の唐人参輸入高と価格の書き上げを長崎奉行へ命じ、同年十一月銀・銅の輸出をできるだけ抑えながら唐人参を一年間に一〇〇〇斤ほど輸入できる方法を具申するよう、ただしこのことが世上に流布しないように気をつけよという指示を出したという。白石案に従つて、長崎口からの人参大量輸入の計画が、着々と進行していたことを窺わせる。

唐人參と朝鮮人參は、產地はもちろん薬効も異なるとされている。しかし朝鮮との交隣關係は中断しても差し支えない、また人參などは銀以外の代物買いで長崎口に求めよなどと、対馬藩のこれまで日朝間に果たしてきた役割を無視し、かつ交易ルートまでも破壊しかねない白石の強硬姿勢に、対馬藩がどれほど大きな危惧の念を抱いたか想像するに難くない。「人參代往古銀」交付のとき罷り通つていた、朝鮮人參確保のため銀輸出はやむを得ないとする理論は、白石の時代にまったく通用しなくなつたことは確実である。

正徳四年（一七一四）九月五日、すなわち雨森芳洲が

江戸へ向かう直前、国元家老が平田直右衛門に宛てた書状の中に、対馬藩が老中や白石など、交渉にかかる幕府当事者をどのように評価していたかを知ることのできる⁽¹³⁾興味深い文面がある。

筑後守様杯ハ御学問之力を以、銀貨不被相渡候てハ朝鮮人氣之毒ニ存候之事は左も可有之候得共、誠信之妨ニ成候事ハ決て無之筈と被思召、軽キ御役人様方ハ、殿様御勝手ニ成候交易銀減申候所を、氣之毒ニ被思召候て之托言ニて可有之など、御邪推被成、御内心には只今とても疑敷可被思召候得共、御老中様方ハ御大名之義と申、殊御用繁多之御事御座候故、異國之事迄深ク御心を被用候ても有之間敷候へハ、此方より被仰上候所を実ニ御受被成、銀貨不相渡候てハ朝鮮人も難儀いたし、隣交ニも妨有之候など、只今迄ハ為被思召込事も可有之候：

これによると、幕府側の人々を「筑後守様」「軽キ御役人様方」「御老中様方」と三つに分け、それぞれがつきのような思惑をもつて対馬藩に対応しているとしている。

① 「筑後守様（白石）」……銀貨を輸出しなければ朝鮮側が氣の毒だとはしながらも、両国の友好の弊害になることは決してあるまいと、「御学問之力」

でお考えになられている。

②「(白石・老中以外の) 軽キ御役人様方」……輸出銀の減ることについて、(幕府当局が) 気の毒に考えられておられるなどと邪推されるが、内心では

(銀輸出ができることに) 疑念をいだいておられる。

③「御老中様方」……(しょせんは) 大名の事。(公儀は) 殊に御用繁多で、異国のことまで深く考慮することなく、対馬藩が申し上げることをそのままお受けになる。銀貨を渡さなくては朝鮮側が難儀し、それが隣交の障害になると、今のところは理解してくれている。

かりに相手が「軽キ御役人様方」と「御老中様方」だけならば、これまでのよう江戸家老の平田直右衛門だけでも充分対処できたであろう。だが今回の問題の発端は、老中の背後で政務を動かしている白石の対朝鮮觀にある。対馬藩としては、白石は銀輸出と交隣關係を別物とらえているが、それは決して実務体験から生まれたものではなく、いわば「御学問之力」によるものとみていた。そうした論理先行型の人物を相手に交渉を進めるからには、やはり対馬藩の「御学問之力」を持つ者で対抗する以外にない。国元家老の書状の行間から、交渉相手を白

石一人に絞り、これに芳洲をあてる以外に道はないとする苦汁の選択が浮かび上がってくる。

4、雨森芳洲の江戸行き

正徳四年(一七一四)九月九日、雨森芳洲は江戸へ向かうべく対馬國元を出立した。初めて交易銀減少のことを令達されてから三ヶ月あまり経過しており、国元家老たちと交渉方法をめぐって打ち合わせを行う時間的余裕は充分あつたと解される。このとき芳洲に与えられた派遣名目は「朝鮮筋御用」⁽¹⁴⁾とされているが、眞の目的は白石に自らの持論を提示し、対馬への認識を転向させることにあつた。しかしこのことは、ほとんど藩内の者に知られることのない、隠密の任務であった。芳洲が対馬を立つ直前の九月五日、国元家老が江戸の直右衛門へ書き送った文面に、このへんの事情が明らかにされている。

一、東五郎義、筑後守様え対し少も義論かましき事など不仕様ニと之義、呉々申含候處、成程被致納得候、猶又於其元も委細可被申含候、

一、東五郎事、上下五人ニ被仰付、(中略)²如御存常々不勝手成人ニ候間、不及難義様ニ御差図尤ニ候、且又東五郎事自分之用事と号被差越候方可然哉之由、

先達て御申越候得共、左候ては却て如何敷所有之候故、朝鮮筋御用ニ付其御地え被差越之旨、組頭を以申渡候、今度之御用之儀は隨分隱密ニ申談、御用人中并六郎右衛門より外ニは不申聞候間、於其元も其心得致され、今度之御用相勤候、

右の傍線3に「今度之御用之儀は隨分隱密ニ申談、御用
人中并六郎右衛門より外ニは不申聞候」とあり、芳洲の
任務が、対馬藩内部でもごく限られた人にしか知らされ
ていなかつたことが分かる。それは、芳洲がこれから白
石に提示しようとしている理論が、藩内の者の目から見
ればかなり過激な内容であつたためで、交渉を成就させ
るためにも極秘扱いする必要があつたことを暗示してい
る。こうした事情を知つてゐる数少ない人物のなかに、
芳洲理論成立に重要な役割を果たしていた「六郎右衛
門」、すなわち瀧六郎右衛門（本稿第三章参照）の名があ
ることが、今回の裏の事情をさらに鮮明に浮かび上がら
せている。

加えて右の家老たちの指示で興味深いのは、傍線2の
部分にあるように、芳洲を評して「常々不勝手成人」と
述べたり、直右衛門に江戸での芳洲の言動を觀察し、対
馬藩の「不及難義様ニ御差図」する役割を課している点

である。これは史料の一行目（傍線1）にある「東五郎
義、筑後守様え対し少も義論かましき事など不仕様ニと
之義、呉々申合候處、成程被致納得候」という文言と関
連がある。すなわち芳洲は白石と対面したとき、決して
「義論かましき事など」をしないよう、あらかじめ家老
たちから釘をさされており、そのことを芳洲も納得ずみ
であつた様子が窺える。家老たちがいう「義論」の内容
は具体的に記されていないが、実は芳洲の理論は一步間
違えば「宗氏のお役御免」や「国替」論へ発展する恐れ
があつたことから（第四章参照）、そのあたりを警戒して
のことと考えられる。こうした藩を窮地に追い込むよう
な問題をこちらから持ちかけることは勿論のこと、白石
側から出されても決して「義論かましき事」をせず、穩
便に対応するよう、というのが藩当局の与えた芳洲へ
の命題であつた。次章で明らかにするように、芳洲は白
石との対面の場でこの約束を遵守する。白石・芳洲論争
が、表面的には「論争」など存在しなかつたかのように、
きわめて穏やかに、かつ友好的な状態で進められたのは、
こうした藩当局からの指示があつたことに起因している。
芳洲が江戸へ到着したのは、正徳四年（一七一四）十
月十六日である。⁽¹⁶⁾ 芳洲としては、今回の交渉で提示でき

る理論はすでに固まつており、これに白石がどのように反応するか、それによつてはさらに持論を展開する必要があつた。だが、白石の対馬藩批判をかわすことができると見極められれば、ただちにお役御免になり、国元へ帰れるものと見込んでいたことも事実である。そのころ倭館では、新銀（正徳銀）を交易銀にあてるため、朝鮮側と交渉を開始する計画がたてられており、交渉担当官であつた別代官（私貿易担当官）の吉野五郎八などは、

兎角ケ様之折渡りハ我々式之了簡ニハ難及御座候間、
其内雨森院長殿（芳洲）御帰國可被成候間、院長殿

御了簡を御用イ被成度奉存候、

⁽¹⁷⁾ 芳洲の意見にしたがつて交渉を展開させたい意向を示しており、倭館でも芳洲の江戸行きは短期間であると見越していた様子が窺える。

芳洲が江戸から帰国できるということは、すなわち芳

洲理論に白石を取り込み、今後の交渉が対馬藩の意図に沿つた形で進むと確信できたことを意味している。芳洲自身、その時期が到来したと判断したのは、白石との二回目の対面を終えた直後の十二月初めのころであつた。後述するように、芳洲は初回の対面で持論が白石の反論に充分耐え、その批判をかわし得るものであることを確

信し、また二回目の対面で白石が意外にも交易銀の品位計算に疎いことなどを察知した。今後の交渉の目処がたつたと判断した芳洲は、このとき江戸での役割を終えたとして、直ちに帰国願いを申し出た。ところが案に反して、平田直右衛門は芳洲の帰国を許さなかつた。白石との二回目の対面を終えた二日後、直右衛門は白石にてた手紙の末尾に、

尚々、東五郎義も早速帰国仕度由達て申聞候得共、外ニ申談候相手も無之故、是非在留仕候様ニ申候て差留申候、

と書いており、芳洲は帰国したいと言つてゐるが、ほかに（対馬藩邸内に白石と議論できる）相手がないので、しばらく江戸に留め置くつもりです、と白石との対面をさらに重ねさせたい意向をもつていていたことを明らかにしている。

芳洲が帰国できそうな機会は、その後も幾度となくあつた。たとえば、白石と二回目の対面を終え、正徳五年（一七一五）五月に老中土屋政直から交易銀額を従来通りとされたときである。⁽¹⁸⁾ 白石の主張する交易料銀減少案は、薩摩藩にだけに適用されたものの、対馬藩にはまったく影響なく、それが芳洲の江戸行きの成果による

ものであることは明白であった。このときは直右衛門の同意もとれ、芳洲は再度帰国願を国元に出したところ、藩は「御用之儀も否、未相知事ニ候故⁽²⁰⁾」と、これからもまだ予断を許さないという判断を下して、芳洲をさらに江戸に留めるよう回答してきた。この時の国元家老の言葉に、

東五郎義は文筆達者に有之、筑後守様へは旧友之事候得は、御使等ニも被仰付可然存候付、貴殿（直右衛門）ニも被差留度被存候段御同意ニ存候、

とあり、依然として「筑後守様」への対策上、芳洲の江戸滞在が望まれていたことを明らかにしている。さらに正徳六年一月に再び交易銀額を従来通りとする旨、幕府から沙汰があり、また同年四月將軍（家継）が崩御し、新將軍吉宗によつて白石が政界から遠ざけられたにもかかわらず、芳洲は依然として対馬へ帰ることを許されなかつた。⁽²²⁾

芳洲によつやく帰国許可がおりたのは、通信使が来日する直前の享保四年（一七一九）四月であつた。⁽²³⁾今回の通信使は、將軍の國際的称号や応接儀礼など、白石の改革した内容が正徳期以前に復されることになり、いわば「白石後遺症」を完全に払拭できることが確実になつた

時期でもあつた。足かけ五年間の長きに及ぶ芳洲の江戸滞在は、何よりも白石という人物に対する藩の恐怖感の裏返しととらえることができる。

以上みてきたことから判断できるように、芳洲の江戸行きの目的は、紛れもない白石対策であった。それは江戸家老平田直右衛門はもちろんのこと、対馬藩の余人をもつてかえがたい重大な任務であつたことを喚起しておきたい。

註

（1）本章で述べる日朝交易銀問題は、すでに田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）で明らかにしており、とくに註記のないものはすべてこの書による。なおここでとりあげる数字は、あくまでも幕府との間で取り決められた限度額であり、倭館市場で取引された輸出実数と異なることはいうまでもない。実際の輸出銀額は、『近世日朝通交貿易史の研究』二六九～二七二頁、三三五～三三四頁などを参照。

（2）日朝間では、元禄銀の品位を本来の六十四%ではなく六十三%とされたため、一八〇〇貫目に〇・六三をかけて灰吹上銀一一三四貫目の額が算出された。

（3）田谷博吉『近世銀座の研究』（吉川弘文館、一九六三年）一八五～一八六頁。

（4）「島津家列朝制度」卷二十一（藩法集八『鹿児島藩』

上、六六一頁)。薩摩藩への往古銀交付は、老中井上河内守から正徳三年(一七一三)七月に許可され、翌年まで二ヵ年分が交付されている。『銀座書留』手帳五冊ノ内一、九、薩州渡古銀之事(国立国会図書館所蔵)によれば、正徳三年四〇二貫目、同四年八〇四貫目の元禄銀が薩摩藩に渡されたが、「代り銀、銀座えは請取不申候」とあるだけで、引替のための通用銀上納、品位差の歩増し、鑄造経費等については不明である。

(5) 田谷博吉『近世銀座の研究』(前掲註3)二二三~二一八頁。二六九~二七〇頁。

(6) 宮崎道生『定本折たく柴の記』(至文堂、一九六四年)三八四頁。

(7)(8)(11)『白石建議』五(国書刊行会編『新井白石全集』第六巻所収)二二三頁。

(9)(10)宗家文書『公義より銀吹改之儀ニ付江戸贈答一件』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。なおこのころの状況は、田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾大学出版会、一九九九年)五八~六〇頁にも詳しい。

(12)若松正志「唐人参座の設立について」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第一号、一九九七年)一四三頁。

(13)宗家文書『交易料之銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』(国立国会図書館所蔵)。この史料については、第二章を参照。以下、本章では『往復之状控』と略記する。

(14)宗家文書『大古御馬廻御奉公帳』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(15)(16)『往復之状控』(前掲註13)。

(17)宗家文書『新吹慶長銀一件』(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(18)宗家文書『交易料銀減少之儀被仰出候付て御願之筋御聞合之記録』(国立国会図書館所蔵)。この史料については、第二章を参照。以下、本章では『交易料銀記録』と略記する。

(19)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(前掲註1)三一七~三一八頁。

(20)宗家文書『(国元・表書札方)毎日記』正徳五年六月二十九日条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。同日条に、「段々逗留ニ罷成、難儀可仕候」とあり、滞在延期の理由で銀十枚(四三〇匁ニ金で七両余)が支給されたことが分かる。

(21)『往復之状控』(前掲註13)正徳五年六月二十五日付、平田直右衛門あて書状。

(22)その後芳洲は、享保二年(一七一七)八月になつて、『御当地』(江戸)え永々致逗留候付、俸共儀廢学同前ニ罷成候』(宗家文書『家業人』二番儒者、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)として江戸での長期滞在のため子息への教育が疎かになつていると藩に訴えている。芳洲のような儒学者は、対馬藩内では家業人として扱われており、「家」存続のための子弟教育も課せられていた。藩ではそうした芳洲の訴えに対し、次男(徳之允)を江戸に呼び寄せ、さらに三十石の加増を認めて高一三〇石とする(『大古御馬廻御奉公帳』前掲註14)などの配慮を余儀な

くされている。なお長男（顯之允）は、正徳四年の暮れに江戸へ呼び寄せ、荻生徂徠のもとへ入門させていたが、翌年にはこれを引き取り、七月に帰国させている（泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学出版部、一九九七年、三一四頁～三一七頁）。

(23) 『大古御馬廻御奉公帳』（前掲註14）。

第二章、白石・芳洲論争の展開

1、史料について

「はじめに」で述べたように、泉澄一氏によつて提起された白石・芳洲論争不在説と『隣好始末物語』偽文書説は、『隣好始末物語句解』なる書物から導かれた結論であるとされている。成立年紀を「享保七年（一七二二）、八年ごろ」と推定された同書は、泉氏の校訂する『芳洲外交關係資料書簡集』（雨森芳洲全書三）に収録されており、そこでは『隣好始末物語・隣好始末物語句解』と合本の形で紹介されている。

しかしながら、がんらい『隣好始末物語句解』という題名の書物は、読んで字のごとく『隣好始末物語』の語句に振り仮名をつけた解釈本であつて、韓國・国史編纂委員会の対馬島文書のなかに現存する同書をみても、泉

氏が校訂されたような内容のものではない。そこで『芳洲外交關係資料書簡集』で底本とされた芳洲文庫「第4號」本にあたつてみたところ、これは幕末から明治にかけて芳洲の書籍を整理した雨森一橋の筆写本で、表紙に「治要管見以下拾六件（拾冊合本）壱冊」とあり、「治要管見」以下十六種の筆写本十冊を一つに合本していることが確認された。当該史料はその筆写本の二冊目に收められているが、表題には『隣好始末物語・始末物語二付雨森先生了簡書』とあつて、どこにも『隣好始末物語句解』の文字は見当たらない。⁽⁴⁾

ところが「始末物語ニ付雨森先生了簡書」を開いてみると、文頭につぎのような記載があつた（改行、原文通り）。

享保十六辛亥年冬、但十月十日切飛船下日付伴助便ニ江戸表平田隼人方へ差越控

隣好始末物語假名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写

隣好始末物語句解
覺

（以下本文）

「覺」の前行に確かに「隣好始末物語句解」の文字がみえ、泉氏はこれを表題と取り違えて校訂本に収録されたようである。

しかし実は、韓國・国史編纂委員会に『隣好始末物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』という表題の書物が現存しており、この表紙右上に成立年紀である「享保十六辛亥年冬」の文字が墨書きされている。本文は「覺」から始まり、その前行に何の文字もない。つまり芳洲文庫本にいう「始末物語ニ付雨森先生了簡書」の文頭、三一四行目にかけてが同書の正式な表題であり、一三二行目にかけてが江戸へ送られた時期、すなわち成立年紀を記していることになる。表題によれば、「隣好始末物語仮名附之本」つまり『隣好始末物語句解』は、享保十六年十月十日に江戸へ送られるとき、「雨森東五郎存寄書附」(芳洲の意見書)が添えられていたことが分かる。芳洲文庫本の「覺」の前行に、「隣好始末物語句解」の文字がある理由はよく分からぬ。これは推測であるが、雨森二橋が底本にした写本の表紙に「隣好始末物語仮名附之本」なるものが即ち『隣好始末物語句解』であることを示す文字が書き込まれ、それを二橋が筆写するときに挿入すべき位置を取り違え

たのではないかとも考えられる。

ともあれこの書物の表題は、『隣好始末物語句解』ではなく、『隣好始末物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』で、その成立年紀は享保十六年(一七三一)、すなわち泉氏の推定年紀より九年後のことである。すでに論争から十七年を経過した時点のものであるため、対面の内容や『隣好始末物語』の提出状況など具体的な内容をここから窺うことはできない。むしろこの史料の価値は、本稿第三章で明らかにするよう、宝永七年(一七一〇)ごろ対馬藩内部で検討されていた対幕府交渉の概要と瀧六郎右衛門「草稿」の存在、それを批判して新たに構築される「芳洲理論」の特異性、『隣好始末物語』提出の意味などを、芳洲自身の解説とともに知ることができる点にある。

そこで本章では白石・芳洲論争をみるにあたり、先述した対馬藩側の一冊の史料、すなわち幕府との交渉記録である『交易料銀減少之儀被仰出候付て御願之筋御聞合之記録』(以下『交易料銀記録』と略記する)、およびこの件にからんで江戸と国元との間で取り交わされた往復書状の控記録『交易料之銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』(以下『往復之状控』と略記する)に依拠することにし

た。両書とも対馬藩江戸藩邸で保管されてきた記録類で、現在、国立国会図書館に保管される一五七〇冊余の『宗家文書』のうちにある。

このうち『交易料銀記録』は、墨付一五八丁の厚手の冊子である。原表紙の表題左に、かつての保管場所を示す「御交易簿六番」の文字が墨書きされ、その下に大きく「二冊之内」とある。これは、同様の文字のある『往復之状控』と二冊セット本であることを物語ついている。

内容は、正徳四年（一七一四）十月十六日雨森芳洲が江戸に到着した日から筆を起こし、正徳六年（六月に享保と改元、一七一六）一月十四日、前年度分の輸出銀について老中の沙汰がなされた記事まで、この一件に関する江戸での出来事を時間的な流れにしたがつて書き留めていく。ここには白石・芳洲の会話のもようなどが具体的に記録されており、両者の論争の内容と一連の流れを詳細に追うことができる。以下、本章で史料名記載のない引用文は、すべてこの『交易料銀記録』によるものである。

『往復之状控』は墨付八十六丁で、『交易料銀記録』より薄手の冊子である。内容は、この一件に関連して対馬国元と江戸藩邸の間で交換された書簡集で、正徳四年九月五日から翌年の六月二十五日までが収録されている。

『交易料銀記録』の補完的史料といえるが、芳洲と藩当局の間の意見対立も含めて、この交渉を藩側がどのようにとらえていたか窺い知るための貴重な文面が散見される。これら『交易料銀記録』『往復之状控』を相互に検討することにより、論争の経過のみならず、当時の状況、あるいは「芳洲理論」の内容を正確に理解することができる。

2、第一回対面（正徳四年十一月二十二日）

新井白石 対 雨森芳洲・平田直右衛門

（1）書付の提出

交易銀減少問題にからんで、雨森芳洲と新井白石が初めて対面したのは、芳洲が江戸に到着してから一カ月以上もたつた正徳四年（一七一四）十一月二十二日の夜である。御用煩多な白石と面会するのは並大抵なことではなかつたとみえ、江戸家老の平田直右衛門も「新井筑後守様御隙日、先比以来東五郎方より承合候」と、面会日の設定を芳洲に一任していたことが分かる。それが突然白石から連絡により、「今晚被得御隙候間、直右衛門・東五郎同道罷出候様に」と、直右衛門と芳洲が同席しての会見が実現することになった。

型どおりの挨拶が済んだのち、はじめに直右衛門が、ついで芳洲が持参した一通の書付を白石へ差し出した。このうち直右衛門が提出した書付（以下「宗対馬守書付」とする、後出【史料一】）は、五日後に書かれた白石の書状（後出【史料三】）に「直右衛門殿御持参被成候太守よりの御書付」とあり、直右衛門個人の意見書ではなく、宗対馬守（義方）名義の書付であったことが分かる。また芳洲の書付（以下「芳洲書付」とする、後出【史料二】）は、その最終行に「船中すから覚書に仕り」とあり、江戸への旅の途中に書いたものだとされている。先の「宗対馬守書付」よりも長文で、同じく五日後の書状で白石が「貴様御持参之一冊」と述べているように、冊子にして提出されたことがわかる。これら「宗対馬守書付」「芳洲書付」は、かなり長文であるが、対馬藩および芳洲の主張、あるいは今後の論争経過をみるためにも極めて重要なものであることから、全文を本章の終わりに掲載した。

つぎに、これら一通の書付の内容を検討してみよう。

まず【史料一】「宗対馬守書付」は、「対州は外国を引受、日本藩屏之地にて御座候故、武備厳重に無之候ては決て難成処に候」と、極めて明快な口調で始まる。全体の要

旨をまとめると、対朝鮮関係を一手に引き受ける対馬藩の役割は、「日本藩屏之地」としての武備を充実させることにあり、それを朝鮮との交易による利益でまかなつてきた。だがいっぽうで、この交易による「天下至宝之銀貨」を年々異国へ渡すことは、甚だ惜しむべきもので、先祖代々このことを快く思つていなかつた。武備のためには「国内不動之品」で輸出銀に振り替えて下さることは、あるいはお認めいただくやも知れないが、かといつて銀の輸出を止められ、また武備を充当させる手当てもして下さらなければ、「所領被召上候同前にて、差当り身上及破却」ことになろう。近年の諸国鉱山の趨勢を鑑みて、「當時後代迄の弊」を除くよう先年仰せ出されたが、「誠以御尤千万」なことである。しかしさりとて輸出銀を減らされれば、「私所領損削」同様になろう。そこでつぎの一節について、お認め願いたい。

①「国用」として以前から輸出してきた銅の輸出は、僅かな額であるから格別のことと（輸出を許可）していただきたい。

②銀は、「自今以後一切御停止に」仰せ付けられる代わりに、「対州并（飛地領の）基肄・養父両所領之不足を補」えるような措置を講じていただきたい。

大体、このような内容である。このうち銀輸出停止の代償とされる「国内不動之品」とは、すなわち「土地」のことを指していることはいうまでもない。つまりこの請願の意味するところは、「日本藩屏之地」対馬藩に課せられた軍役の重大性を喚起し、その経済的保証を、交易による利益捻出から封土へ切り換えるよう主張したことにある。

また【史料二】「芳洲書付」は、対馬の行く末を案じる藩主と、その主旨を理解して助言する芳洲との会話、という設定のもとで書かれている。この書付の冒頭で、芳洲は「私、此度使命を蒙り出府仕候儀、対州ニ取候ては安危之所係ニテ御座候、乍憚偏に御手前様御壱人を心頼ニ仕り罷越候」と述べ、藩内では極秘あつかいとされていた今回の江戸行きの使命を、白石に対しては対馬藩にとつて存亡にかかる（事態解決の）ためと正直に打ち明けている。その成否の鍵をにぎる白石一人を頼りに江戸へ来ましたというのは、まさに芳洲の心情そのものであつたに違ひない。

この書付を読むと、先ほどの【史料一】「宗対馬守書付」の論旨がさらに鮮明になる。たとえば銀輸出禁止にかわるべきものとして土地を要求していることは、この

書付のなかの藩主の言葉として、「交易ニ相換り候土地無之候てハ銀貨相止候事も難申上候」という形で出てくる。さらには、「御評議之上相当之土地先附属被仰付置」ともある。またこのような交渉は、御幼君様（家継）の御当代では聞き入れてもらえないのではないかと藩主は弱気になるが、これに対しても芳洲は「小費を惜候ヘハ大事不成ニテ御座候」ゆえ、たとえ「三十三十万石の出費があろうと、（銀輸出という）「天下後代之害」を除くためであるから、お上がどうしてそれを怖れることはあろうか。ましてやこの願いは、長年にわたつて一州（の財政）をたててきた銀輸出に振り換える「わつか成領地」の問題である、と答えている。また（対馬藩が要求するのは）、「太倉一栗ほとの土地」という表現すら用いている。交易銀問題について、芳洲が白石に同調していることは、「一たひ異国ニ渡り候てハふたゝひ返り不申候銀」という文言からも明らかである。その銀を「永々動不申候土地」と換えれば「異国押への御奉公」もたつし、（これを）「一州の人民」が安堵できるような「御変通之道」であろう、という主張であつた。

このように初日の対面で芳洲や対馬藩が示した方策は、輸出銀減少を主張する白石の意向に反対することではな

かつた。むしろそのことに逆らわず、積極的に受け入れる姿勢をとりながら、銀輸出禁止がもたらす損害を所領増の形で補填してもらうよう要求したのである。しか

【史料二】「芳洲書付」のなかで

筑後守様御事ハひとゑに天下之大計を被思召、信使之節も日本国内ニテ御費を被成候ハ、天下之富貴を以天下之人民を御養被成候事ニ候故、少も不苦事ニ

候と（杉村）三郎左衛門も御咄被成候由承及候、と述べ、白石はひとえに天下の大計を思つて通信使応接儀礼の改革をなし、このことを白石と最も激しく対立し

た家老の杉村三郎左衛門が言つているなどと、心にもなることを平然と書き連ねている。かつて白石と正面から衝突して、多くの苦汁を味わつた芳洲および対馬藩は、決して「義論かましき」態度をとることなく、それでいて斬新かつ巧妙な理論をもつて白石との交渉に臨んだことが窺える。

この書状によれば、白石はまず傍線1の部分で、対馬藩は「日本藩屏之地」として武備を充実させているという主張に対して反論を示している。文面に、「五畿七道の中、一城をも鎮せられ候衆は、いづれも国家の藩屏たらざるは無之」とあり、対馬が藩屏の地といわれるが、日本の東西いづれをみても「國家の藩屏」でないところはなく、「皆々外国の藩衛」である。したがつていづこの大名も「藩衛の備」を充足することは当然のことで、備えが足りないと申し出ても、それは対馬藩だけの問題ではないのだ、とする。白石としては、対馬藩だけが日本國の命運を背負つたかのような言い回しは気にいらず、

（2）白石の反応

極めて多忙といながら、白石の反応は意外に早かつた。初回の対面から五日後の十一月一十七日、直右衛門と芳洲あてに書状が届いたのである。このうち直右衛門

特別な軍役を課せられているわけではないと、とりあえずその特殊性を否定したものである。

ところが傍線2の「神祖御免許之由を仰申たて候程の互市の事」以下の文面で、白石はこれまでにない反応を示してきた。ここには交易銀代わりの土地加増願について、白石の意見が述べられていた。その大要は、神祖(家康)が許された朝鮮貿易を一切断絶するというのであれば、必ず(これに代わるべき)「変通の御沙汰」がなくては済むまい。これらは老中の議決に及ぶことではなく、また私も間部詮房殿も何とも仰せられるものではない。とくに「賢藩御安危」にかかることなので、「賢藩御處決の所をよくよく衆議を会せられ」、御一決のうえで申し出られるように、というものである。

これはかなり回りくどい言い方だが、白石のいう「変通の御沙汰」とは、対馬藩の「お役御免」、あるいは「国替」(転封)を意味している。この点について、後日、國元家老たちが直右衛門へ送った書状につぎのようにある。

東五郎方え之文章之内ニ、藩屏と被仰立候ても日本國中國之はつれハ皆藩屏ニて候ヘハ、其國々より被仰立候筋も有之候ては、御取揚無之と申更も難成可

老書状)

右の傍線部分に、対馬藩のいう「藩屏」の申し分が取り上げられず、請願が受け入れられない場合、そのままにはできないので、(朝鮮関係の)「御役」を辞すか、あるいは「御国替」を請願するかといった了簡をした上でなされるのが当然と(白石が)お考えのようだと、書状の意味するところを解釈している。つまり白石は、対馬藩が提示した土地の加増案が、ゆくゆくは深刻な転封論争につながりかねないことを示唆し、そのところを藩内でよくご評議したのかと、なかば芳洲の覚悟の程を確認するかのように問い合わせてきたのである。

本稿第三章で明らかにするように、交易銀にかわる土地拝領の案こそ、「芳洲理論」の中核の部分をなすものである。このことについて、芳洲は以前から単に土地の

加増にとどまらず、場合によつては転封問題に発展する可能性があり、これを覚悟したうえで請願に臨むべきだと主張していた。しかし藩当局は、「他国へ御所替等之義被仰上候では、上下之難儀言語難究」（『往復之状控』九月五日付、国元家老書状）と、藩内の者たちの意向を考慮すればそこまで請願に盛り込むことはできないとし、あくまでも加増の範囲内で議論する方針を立てていた（後述）。白石の問いかけは、芳洲の予想が見事に的中していたことを裏づけている。

しかも【史料三】の末尾傍線3に、つぎのような文言がみられる。

すへて此等の事、面上に申述候に至ては事の前後も

出来り、此方の本意相通し難き事に候故に、書付を

以て答申候、

直接お目にかかるべるのでは本意が通じにくいので、この書状をもつてお答えします、といった内容である。

直右衛門や芳洲から書付類を渡された日、白石はそれらをあえて読まずに文匣の中に入れ、あとは食事をしながら雑談で終えたという（『往復之状控』十一月二十八日付、直右衛門書状）。実は白石は、当日の直右衛門の口上により、持参したものが以前に渡された主旨と同じ、つまり

大名領地にからむ請願であることを察知していた（第三章参照）。かりにその場で書付類を開いて話題にすれば、内容が内容だけに、一藩の存亡をかけた厳しい議論の応酬に発展してしまふ恐れがある。数日おいて文書の形で「本意」を穏やかに伝えてきた配慮のなかに、白石の側にも激突ができるだけ回避しようと努めていたふしが見受けられる。白石・芳洲論争が、表面的にはきわめて穏やかに進められる理由として、先に議論がましいことを禁じられた芳洲の立場を明らかにしたが、「賢藩御安危」にかかわる重大問題を慎重に検討しようとした白石側の姿勢もまた考慮に入れる必要があろう。

3、第二回対面（正徳四年十一月三十日）

新井白石 対 雨森芳洲

初回の対面は、文書による意見の交換であったが、二回目からは面談の形がとられた。それも白石からの書状が届いた僅か三日後の十一月三十日、「今暮方御隙ニ候間可參旨申參候ニ付、東五郎義今晚筑後守様罷出」と、直右衛門を交えず白石と芳洲の二人だけの会見の場が設定された。

『交易料銀記録』には、この日話題になつたことが、

とくに白石の言葉を中心に書き留められている。それにすると、白石は加増請願が叶わないときは藩内の「衆議一決」をなさるようになると重ねて念を押したうえで、こうした類の請願を老中へ行う場合、どのようにすれば通りが良いか、過去の大名家の例を二つあげてくれた。

①堀田伊豆守（正虎）の場合……昨年（正徳三年）不勝手につき家中撫育しがたく、一〇〇石、一二〇〇石ほどの家臣でも下僕をおけなくなり、「地替」をお願いできなかと内談があつた。土地のことは至つて重く、御三家へ相談するなどして、

老中の了簡でも決められないことがある。そこで老中が納得しやすいように、請願内容を二、四力条用意して、どれかを仰せ付けてもらう方法がある。

②細川越中守（綱利）の場合……以前、不勝手につき借銀高を残らず書き付けてきて、この返済の路筋がたつよう仰せつけくださいと請願してきました。このように、身代が続かない訳を「あかはだか（赤裸）」にして、公儀へ問題を投かける方法がある。

右の白石の助言は、後に対馬藩国元へ報告され、実際に

老中請願の時に用いられる事になる。さらに白石は、只今の勢、奥向の義ハ越前守殿取さはかれ、表向の義は御老中御さはき被成候て、互ニ御遠慮有之事ニ候故、右の御書付越前守殿御覽被成候ても中々御衆中え可被仰出事ニも不存候。

などと述べ、奥向に強い間部詮房と、表の評議にあずかる老中との間に「互ニ御遠慮」があると、必ずしも幕政がうまく回転していない内部事情までも芳洲へ打ち明けている。幕閣対策を含め、請願に対する白石の協力的な姿勢が示されている。

しかしながら交易料銀減少の一件は、あくまでも白石の主張によるもので、老中はそれを追認しているに過ぎない。芳洲は「御手前様へ申入候も、公儀同前之事」と述べ、老中への交渉に入る前に白石への説得が先であるとして、話題を交易銀問題に切り変えることにした。ここで芳洲は、このたびの新銀発行がいかに朝鮮貿易の不利益を生むか、具体的な数字をあげて論じた。

只今迄ハ公儀より御引替被下候故、通用銀ニテ一両三拾六匁ニ相払候得共、実は慶長銀ニテ三拾六匁ニ相払候ニテ御座候處ニ、此度被仰出候通ニ通用銀ニテハ三拾六匁、慶長銀ニテハ拾八匁ニ相払候ては、

交易決て不罷成候段仕形を以委細申上候、

この芳洲の主張によれば、今までには公儀が（四ツ宝銀を無歩で往古銀に）引き替えてくださるので、通用銀（四ツ宝銀）で（人参の売値）一両分の代銀三十六匁を払つてもらえば、慶長銀（と同位の往古銀）三十六匁が入手できた。ところが今回（新銀使用にともなつて）仰せ付けられたように、（売値を）通用銀で三十六匁、慶長銀（と同位の正徳銀）で（半分の）十八匁とすれば、（人参輸入の元手金を失い）交易ができなくなつてしまふ、というものである。ここにいう人参一両とは、一斤の四十分ノ一に相当する。会話にある人参一両ニ銀三十六匁を一斤あたりの価格に直すと、一貫四四〇匁（ $36 \text{匁} \times 40 \text{両}$ ）になり、これは江戸市中人参座における実際の販売価格にあたる。

芳洲の言い分を聞いた白石は、「成程其通ニ候」と納得した様子をみせ、さらにつぎのように述べた。

薩州は兼て元字銀被相願候故、慶長銀ニ成候ヘハ、銀數減し候ても不苦筈ニ候、対州ハ元来よろしき銀ニ候故、及御難儀候段尤ニ候、

薩摩藩（に交付される往古銀）は、元字銀（元禄銀）などで、慶長銀（と同位の正徳銀）が通用して銀数が減つてもそれほど損害にならないが、対馬藩は元来（品位の）良

い銀（の交付）なので（落差が著しく）、難儀に及ぶのはもつともなことだ、というのである。しかしながら、この白石の理解は少しおかしい。対馬藩への往古銀交付は、荻原重秀時代の交渉が実を結んで、「無歩引替」が条件とされており、品位差と鋳造経費のすべてが幕府や銀座の負担分されていたものである。新銀通用によつて負うべき「難儀」の重さは、それだけ公儀負担分が重かつたためで、この観点から薩摩と対馬の損失度合いを比較してもはじまらない。

白石が、煩雜な交易銀問題をいまひとつ理解していくかったことは、この会話に入るまえの両人の次のやりとりからも明らかである。

慶長銀ニて交易仕候義、今度被仰出候通ニ候ては利益無之候段ハ申ニ不及、交易断絶可仕外無之候訳委細申上候処、得と御呑込不成様子ニ相見へ候故、東五郎申候ハ、此儀は商売の事ニて入組申たる事ニ候得は、御合点被成候哉と御尋申候ヘハ、分明ニ無之由被仰聞候故、碁石を取寄……。

芳洲が、新銀では利益があがらず、交易を断絶するしかほか無いと言うと、白石はいまひとつ理解できない様子を見せた。そこで芳洲が複雑な商売のことを御存じかと

尋ねると、白石がよく分からぬといわれるので、（芳洲が）碁石を取り寄せて（説明した）、とある。国際間における良質銀の支払いと、国内での悪鑄銀請取で生じる損失分について、芳洲は口頭だけでなく、白黒の碁石を並べて懇切丁寧に説明しなければならなかつたようだ。

複雑な交易銀の品位問題に持ち込むと、白石は意外にも疎い一面を露呈させる。このことは、芳洲が直接対面することによつて初めて知り得た事実である。また両者の会話から、白石がとくに長崎口以外の、対馬藩や薩摩藩といった藩貿易による交易銀輸出の実態を正確に把握していない様子を窺わせる。しかしこの日の芳洲にとつて最大の収穫は、白石が老中交渉のコツを指導するなど、対馬藩側に有利な助言してくれる姿勢をみせたことである。

すでに第一章でも明らかにしたように、この会談の直後、芳洲は帰国願いを直右衛門へ提出している。先の書状にみられる白石の好意的な配慮に加え、面前で示された協力的な態度から、芳洲は白石が今回の請願の趣旨に賛同とまではいかなくとも、少なくとも反対する意志を抱いていないという感触をつかんだに相違ない。だがそれは飽くまでも芳洲自身の考え方であつて、何らかの保証

を取りつけたわけではなかつた。直右衛門にしてみれば、この帰国願いは時期尚早の感があり、少なくとも老中交渉が円滑にいくまで、白石への対応役としても芳洲に江戸にいてもらう必要があつた。

4、第三回対面（正徳五年四月十六日）

新井白石 対 雨森芳洲

（1）老中交渉の報告

『交易料銀記録』は、二回目の対面のあと、平田直右衛門と新井白石の間で交換された十二月二日付の札状を収録して、いきなり翌年の四月十六日の記事にとぶ。直右衛門が、いつでも白石の議論の相手になるようにと芳洲の帰国願いを退けたものの、四月までついにその機会はこなかつた。この間、芳洲は主張すべき争点がより明瞭になつたことから、最終段階に向けての準備を整えていたようである。後述するように、『隣好始末物語』を完成させたのもこの時期と考えられる。

四月十六日の会談は、事前に予定されていたとみえ、朝方に直右衛門が老中土屋政直宅を訪ねて交渉を行い、芳洲は夜を待つてこの老中交渉を報告しがてら、白石宅で三回目の対面に臨んでいる。席上、芳洲は朝方行われ

た直右衛門による老中交渉について、先日の白石の助言にしたがい、請願を数種に分けて行う方法をとつたと報告し、老中へ提出した四通の書付の写しを白石に差し出した。この四通の書付とは、宗対馬守からの願書二通（表題はいずれも「口上覚」）、その注釈書ともいうべき直右衛門から老中用人にてた覚書（表題は「対馬守申上候口上覚」）、それと交易銀減少によつてこうむる対馬藩の損失額についての書付（表題は「覚」）からなる。それらの概要是、つぎの通りである。

① 「口上覚」四月 宗対馬守

朝鮮側と交易銀減少のことを交渉したが、今後の人参の出方に障るので、少しづつ減少するようにならうということになった。ただし（前年度引替分の往古銀）一四一七貫五〇〇目は、（朝鮮商人への）買い掛りになつてゐる。この（未払）分を減少されるというのであれば、その額はいかほどになるのか、お知らせのうえ、早々に引き替えていただきたい。

② 「口上覚」四月 宗対馬守

朝鮮輸出銅二十万斤を許可して欲しい。去年も二十万斤を願い出、許可は十万斤とされたが、朝鮮

國よりたつての願いなので、この額を申し上げる。

③ 「対馬守申上候口上覚」四月 平田直右衛門、大久

保清左衛門・小笠原隼之助（老中土屋政直用人）宛
元來、人参は往古銀で輸入しているので、通用銀である宝字（四ツ宝）銀で人参一両の代銀三十六匁とされても良いが、これから新銀で販売価格を半分にされば、対馬藩の莫大な損失となる。新銀で二十六匁、宝字（四ツ宝）銀であれば七十二匁と、二通りの値段にして欲しい。これでも藩は、利益どころか損失を見込まれてゐる。昨年度の往古銀は、ともかく早く引き替えて欲しい。今後新銀をもつて輸出するのであれば、関久右衛門極印（往古銀）と常是極印（新銀）の違いを朝鮮へ説明する必要がある。朝鮮で吹煉試し（純度検査）をしないですむよう交渉したいが、ともかく常是極印の新銀を二一三十貫目渡してみようと思う。

④ 「覚」

朝鮮への交易銀料を一〇〇貫目減少されれば、金で三三三三両余対馬守の損失が見込まれる。

以上の書付を直右衛門が土屋政直の用人に渡したところ、わけても小笠原隼之助が「文言も能候て、此方之首尾は

十分能、御願叶可申瑞相と同前ニ珍重存候」と述べ、なかなか良い手ごたえがあつたと対馬藩側では評価している。結局のところ、白石に對して行つた交易銀に代わる土地の請願は、この時は老中に対して持ち出さなかつたことが分かる。

(2) 対面の内容

当然のことながらこの日芳洲の話題は、右の四通の書付の内容から入つていて、ところが人参の値段の説明に触れようとするとき、白石は金銀の差引は担当の役人に相談するようにと、なかば逃げ腰の様子で、苦手な会話を避けたい態度を見せた。そこで芳洲はすかさず、

此度之一件は、偏ニ御手前様得と御聞届被下候様ニ申上候得と、國元よりも呉々申越し、御手前様御一人を御頼ニ仕罷在候事ニ御座候、

と述べた。このたびの一件はひとえに白石を説得させるようにと国元からも強くいわれていて、自分もそのためにここに来たのだ、という内容だが、芳洲にしてみればいつたい誰のせいであるかの問題が起つているのかと言いたいところであろう。芳洲はこのあと、今回のことは対馬藩の特殊事情をお上をはじめ、いろいろな方々

が考えて下さる契機になりましたとしたうえで、却て雨ふりて地かたまり候類ニて、交易の利潤ほどにハ無之候とも、武備もかたまり候様ニ被仰付候筋ニ参可申哉と申す者も有之、

(加増は) 貿易利潤ほどではないにしても、これで対馬の武備も堅固になれます、などといささか皮肉めいた言葉を使いをしている。

すると白石は、いきなり話題を転じて、薩摩藩のことを持ち出した。「薩州も有之事ニ候故、双方御見合も可有之事ニ候」と、交易銀問題は対馬藩だけでなく、薩摩藩とのからみで審議されるべきだというのである。すでに第一章でも述べたように、このころ交易銀についての特別措置も含めて、白石はもとより幕府側には、藩貿易口を一括して処理しようとする傾向があつた。当時の交易銀限度額は、朝鮮貿易が年間一四一七貫五〇〇目、琉球貿易が八〇四貫目と四〇二貫目を一年ごとであるから、年間の平均値をとると対馬口は薩摩口の倍以上の銀を流出していた勘定になる。交易銀減少を、藩貿易口一括という観点からなされたならば、対馬藩にとつて不利な結果を招くことは必定である。対馬藩の特殊性を強調し、とくに領地論争から交易銀問題の解決をはかるうとする

芳洲にとつて、これは看過できる事柄ではなかつた。

重要な争点とみた芳洲は、直ちに白石につぎのように述べて反論を展開した。

薩州と対州とハ各別之事ニ御座候、薩州は元来御大名之事ニテ、琉球之交易無之候ても御家立申候事ニ御座候、対州は御存知被成候通交易を以立來候得ハ、交易に損失有之候てハ罪なくして地を削らるゝ同前ニテ、即時家を立申事成不申候故、薩州ニ御見くらヘ可被遊事にハ不奉存候、

薩摩藩と対馬藩は、別問題である。大禄の薩摩藩は琉球貿易がなくても藩財政をたててゆけるが、貿易を生命線とする対馬藩は、損失あればとも藩を維持できなくななる、したがつて薩摩藩と比較することはできない、といふ論である。この芳洲の反論は、大禄の薩摩藩と小禄の対馬藩を対比させることによつて、そこにやはり所領問題が介在するという、本来の主張に立ち帰らせることにあつた。

これに対する白石の反論はなく、わずかに「成程其段尤ニ候、兎角御老中御了簡可有之事ニ候」と述べたと記されている。白石は、芳洲の言い分に納得した様子を見せながらも、これはとりわけ老中がたが気にしておられ

る点です、と注意を喚起してくれたことが分かる。いっぽう白石の態度をみた芳洲は、「御うけかたよろしく相見へ候」とし、この論法に自信のほどをみせていく。後日、実際に老中井上正岑に提出された藩貿易口一括処理に対する反論の書付(?)をみると、骨子はこの日の芳洲の言葉といささかも変わらず、おそらく文案も芳洲が作成したことは間違いないまい。

(3) 『隣好始末物語』の提出

あらかたの会話を終え、帰るころあいを見計らつて、芳洲は一冊の書物を白石に差し出した。『隣好始末物語』である。実はこの書は、朝方、先述した四通の書付とともに、平田直右衛門を通じて老中の土屋政直へ提出されたばかりであつた。そのときの状況について、つぎのようにある。

今朝相州様（土屋政直）え願之趣申上候由申候て、
四通之書付差出之、且又御隣交始末物語一冊相認候
て差出候、是ハ御願事之助にも可罷成哉と存候故、
相州様え懸御目置可申と存、御用人中へも兼て申談
置候故相州様え差出候、別ニ筑州様え懸御目置可然
旨申談、是又乍序差出之、

これによれば、今回の請願の助けにもなるため、（老中）用人たちとはかつて『隣好始末物語』を提出したことが分かる。いっぽう白石への提出は、「別ニ筑州様へ懸御目置可然旨申談、是又乍序差出之」とあることから、当初から計画されたものではなく、老中とは別にお目にかけておいたほうが良いだろうとの判断のもと、ついでながら持参したとしている。

『隣好始末物語』提出は、老中が主で白石が従であるとするこの文言は、芳洲が白石に提出したときの口上をみると、さらに明瞭になる。

東五郎申候は、相州様此程諸家之記録等御覽被成候付、朝鮮通交之次第兼て差出置候得共、御城ニ被召置候故、外ニ精ク書載仕候物有之候ハ、御覽可被成候と被思召候段承知仕候、前以御老中様え書付差上置候外、別て為替事も無御座候得共、此一巻は対州ニテ從已前認置キ書翰等も有之、殊ニハ先年并旧臘兩度懸御目候對馬事ニ御座候故、追付御なけき申上候ためにも御座候付、弥御覽可被成之旨被仰候は差上可申哉と奉存候由、直右衛門申候と申隣好始末物語差出候、芳洲が白石を前にして述べたこの内容から、『隣好始末

物語』の成立にまつわる新たな事実が浮かび上がつてくる。

それは右の史料の傍線1にあるように、この書物執筆の発端が、朝鮮通交の次第を詳しく書いたものがあれば見たいとする土屋政直の要望に応えるためのものであつた点である。それゆえに『隣好始末物語』は、傍線2のように「対州ニテ従已前認置キ書翰等」、つまり以前から（写しなどで）書き置いてある書翰（この場合は朝鮮との外交文書）を参考に、朝鮮通交に関する記事を中心にして出来上がつていたといえる。しかしそのいっぽうで傍線3のように、この書物は「先年并旧臘兩度懸御目候對馬守願書も、此一巻之趣を以相認候」と、先年（正徳元年——後述）および昨年十一月にお日にかけた対馬守の願書の主旨が貫かれているとする。したがつて単なる朝鮮通交の歴史書ではなく、対馬藩宗家が果たした重要な役割を理解してもらうべく、随所に対馬側の主張が盛り込まれている内容になつていたのである。老中の要望に応じるべく執筆された『隣好始末物語』ではあるが、内容からいっても今回の交渉と深い関係にあるため、（白石も）ご覧になりたいというのであれば、差し上げたらいなかかかという直右衛門からの意見もあり、この書を差し

上げます、というのが芳洲の口上であった。

『隣好始末物語』執筆の動機は、表向きには日朝通交の歴史を知りたいとする老中の要請に応じたものであつたが、これが白石にも提出されたのは、二回におよぶ対面で新たに浮上した争点をふまえて、芳洲の主張してきた事柄がここに書き尽くされていたからである。『隣好始末物語』の詳細は第四章で述べるが、たとえば白石書

状で指摘された「藩屏」問題に対する芳洲側の反論がここで展開されており、あるいは全体的にみて「芳洲理論」が国替論争へ発展することを阻止する意図も含まれていた。またもしかりに三回目の対面以降に書かれたものであれば、おそらく藩貿易口一括処理への反論が、ここに盛り込まれていた筈である。すなわち『隣好始末物語』は、内容からみて対馬藩国元で完成されたものではなく、芳洲が江戸に出てきた後から白石との三回目の対面、つまり正徳五年（一七一五）四月十六日の提出時までに完成されたことが分かる。その意味からみてもこの『隣好始末物語』は、白石・芳洲論争の、ひとつの帰結点をなしていたといえる。

(1) 泉澄一『対馬藩藩儒兩森芳洲の基礎的研究』（関西大学東西学術研究所研究叢刊十、関西大学出版部、一九九七年）三〇八—三〇九頁。この年紀の推定は、瀧六郎右衛門「草稿」が元禄十三年（一七〇〇）貿易量の増額請願に即して書かれた、という仮定を前提にしており、それが「廿二、三年前」のことであるから、加算して享保七（一七二二）、八年ごろとされている（同書、三〇八頁）。

(2) 関西大学東西学術研究所資料叢刊十一—三、関西大学出版部、一九八一年。

(3) 『隣好始末物語句解』は、この国史編纂委員会本以外に、内閣文庫、国立国会図書館、対馬厳原町公民館などに写本が保管されている（本稿第四章、註7参照）。

(4) 泉澄一氏の表題の誤解は、米谷均氏が以前から指摘されていており、また芳洲文庫「第4號」本（滋賀県伊香郡高月町雨森、芳洲会所蔵）の確認には高月町立観音の里歴史民俗資料館の佐々木悦也氏、韓国・国史編纂委員会本の確認には同委員会の李薰氏を煩わすことになつた。それぞれの御教示、ならびに御協力に感謝したい。

(5) 当日の国元の日記に、「江戸表え人參飛船を以被差登候付、詰番代下目付伴助為宰領被差越候付、平田隼人方え九番之書状并当月伺御機嫌御連状相渡差越之ス」（宗家文書『御在國毎日記』享保十六年十月十日条、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）とあり、人參や他の書付とともに発送されたことが分かる。

註

(6) 国会本『宗家文書』は、二系列の流れを経て現在に引き継がれている。蔵書の大部分を占めるのが、もと釜山倭館で記録・保管されていた記録類（『館守毎日記』『裁判記録』など）で、いわゆる「倭館記録」と総称されるものである。これは明治初期に宗家から外務省記録課に入り、明治二十七年（一八九四）帝国図書館、さらに国会図書館上野支部へ移管されて現在に至っている。ただしここでとりあげる『交易料銀記録』および『往復之状控』は、それとは別系列で、かつて江戸の対馬藩邸で記録・保管されていた貿易関係記録（三十八冊）の部類に属する。こちらは維新とともに宗家の東京の菩提寺養玉院に移され、明治四十五年（一九一二）に帝国図書館が購入して、現在に至つたもので、いずれも記録の一葉目に「明治四十五年二月二十四日購求」の丸印が押されている。なお『宗家文書』の伝領と現存状況については、田代和生「『対馬宗家文書』について」（田代和生監修『対馬宗家文書』第一期、朝鮮通信使記録、別冊、ゆまに書房、一九九八年）に詳しい。

(7) 宗家文書『交易料銀記録』（前掲註6）正徳五年四月二十四日付、松倉文右衛門（老中用人）宛、平田直右衛門「口上覚」。

【史料一】「宗対馬守書付」（『交易料銀記録』国立国会図書館所蔵、より）

口上覚

（読点は筆者。傍線は本文の引用部分を示す。以下同）
 対州は外国を引受、日本藩屏之地にて御座候故、武備嚴重に無之候ては決て難成処に候、其故は日本ハ土地之富饒、金銀之有餘、大国にも不愧所有之候付、
 外國より望を掛け、四百年以前にも元の世祖兩度迄高麗を先導とし起大軍被侵日本候、左様之節は対州程外國に近き所は無御座候故、文永十一年十月対州之内小茂田と申所え攻來、私先祖宗右馬允助国致戰死候、対州武備之強弱は外國見掛之輕重に係り、外國見掛之輕重ハ日本國中之吉凶に預り、殊に朝鮮小國にては候へ共、漢土を頼一國をかまへ候所にて、
 容易に取扱候事難仕、國之強弱も時に隨ひ變化有之候得ハ、先祖以来代々可致油断様も無之、朝鮮え和館を構へ、対州に両関所其外所々に遠見番所を申付、
 郷村には民居の多少に応し郷士農兵を召置、糧食を与へ武芸を嗜、無間断外國之様躰相考へ申候、參府は諸家同前に隔年に相勤候得は、彼是小人數にては勤り兼候付、只今迄分限不相應之人數を召置候、就夫対州并基肄・養父両所領之所務斗にては中々可相続様無御座、其上対州之儀境界は広く御座候得共、米穀甚少き國土にて御座候故、土産之穀物斗を以は

州中人民之食用程も無之候得ハ、増て兵馬を整、武備を嗜候儀無存寄事に御座候、依之
權現様御代被結和好候初より、朝鮮と之交易を御免被遊、其所務を以て対州并基肄・養父両所領之不足を補ひ、武備を立、当職相勤候様に成來り候故、対州朝鮮之交易は外之商壳とは違ひ、私先祖以来之所領同前に御座候、乍然藩屏の場所に罷在り、領地之代りに交易之蒙 御免、其力にて武備を嗜候儀、元來落着不仕吏に御座候、其故は武備は兵馬を主とし、兵馬は土地より生し申候へハ、土地無之候ては武備相調可申様無御座候、交易は日本朝鮮和好相続候間は交易も相続仕候得共、万一隣好断絶仕候歟、又は北京朝鮮より兵禍を起し候首尾に成候ては、交易も即時に断絶仕、縱令日比大勢之人数を備置候ても、交易之所務を差足候て所持仕候人数は交易断絶の時に至り候ては、糧穀の才覚をはじめ成り不申筈に候得ハ、兼々嗜置候武備當用之益には罷成間敷候、殊天下至宝之銀貨年々異国へ被遣候事、甚可惜儀に奉存候故、私先祖以来交易を以て得利を候事ハ快不存、交易を被差止、兵馬之料を被下置候様に願申上候ハ、藩屏武備之所用として国内不動之品を以、異

國え渡し捨り之銀貨に御振替被下候儀、若は 御聞通被遊御事も可有之歟とハ奉存候得共、此旨申上候て万銀子差渡候事は御停止被成、兵馬之料は不被仰付候節は、所領被召上候同前にて、差当り身上及破却、当分之武備も難嗜御座候故、時節を以て御嘆をも可申上と奉存、先祖以来見斗罷在候、然處今度以御書付被 仰付候は、近世已來諸国山々の金銀、古來のことくに出候處、只今迄のことくに對州朝鮮交易之料を渡し候におゐてハ、本朝通用之銀之為相妨候事共有之候、對州朝鮮交易之事ハ、其由來久敷事ニ候得共、本朝公私當時後代迄の弊を除かれ候事に比し候へハ、事の緩急大きに同しかるへからす候、対州におゐても本朝當時後代迄の為を存し、交易の銀料を減し候様に相心得可申之旨被 仰出、誠以御尤千万成儀、天下後代之尊慮不過之御事と奉存候、銀貨之異国え渡り候事、縱令一年之渡り高は纔に候ても、年を積候ては大分之吏に罷成、後代之弊難量候、乍然先年已來朝鮮渡り之銀高段々被減之、私所領損削仕候同前にて、武備も難相立、遂日及窮匱候處、又々減少仕候ては弥以て武備も衰、家中之撫育も難成、異国の見掛迄も不宜罷成、朝鮮は不及

申に自然と漢土えも通し可申候間、日本武備之衰候様に存、何分之禍変出来可申も難斗、此段大切に奉存候、左候とて銀貨差渡候数只今迄之通に被仰付置候ては、當時慶長銀御吹替之妨に罷成候のミにても無之、日本永久之弊相止不申、其上交易之餘利を以て当時之武備相立候事心外之至に奉存候付、乍恐奉願候は、彼国國用として以前より渡し來候銅之類ハ其數も少く候間、格別之事に御座候、天下至宝之銀貨は自今以後一切御停止に被仰付、銀貨交易之力を頼不申、対州并基肆・養父両所領之不足を補ひ、只今迄之人数を無異議召置、永々迄武備無断絶相嗜、日本之大弊も省き、先祖以来之大願も相叶候様に被仰付被下候ハ、誠以難有次第に可奉存候、銀貨之儀彼国と有無を被通候第一之品に御座候得ハ、必は違難にも及可申候得共、御書付を以被仰出候通、當時後代迄の弊を除かれ候に比し候へハ、事の緩急誠以大きに同しからす奉存候、日本御太平之段、開闢以来終只今之様成事は無之由に御座候得共、天下御政法之要務にて御座候へハ、武備少も間断無之様に被仰付候、況外国を引受候藩屏之地において武

備之急務を可被捨置様にも不奉存候處、右所領之願、私自分之儀とのみ存遠慮仕罷在候て、武備次第に致衰微、外國之慢を受け、万一覬覦之望を開候後に成り申上候ては、却て奉対公儀不忠之至と奉存、万々恐多憚入候得共、心底之通不残申上候、此断御亮察被成可被下候、御通交之御役をも相勤不申、藩屏之場所にても無御座候ハ、分限相應之仕形も可有之更に御座候得共、藩屏兵馬之備は私一分之事にても無之、天下に相預り候保國之至要にて御座候故、只今迄仕来候武備永々迄相続仕、御奉公之筋目相立、且ハ銀貨を異国に差渡候儀相止、永久之弊をも省き候様にと一筋に奉存、不顧思召をも存念之趣無遠慮申上候、曾て私一分之榮耀を存候て申上儀にてハ無御座候間、何分にも宜鋪被聞召分被下候様に奉願候、以上、

【史料二】「芳洲書付」（『交易料銀記録』 国立国会図書館所蔵、より）

（□は破損のため判読不能箇所。波線A・B・Cは第三章、波線①②は第四章の引用部分）

私、此度使命を蒙り出府仕候儀、対州ニ取候て

は安危之所係ニテ御座候、乍憚偏に御手前様御
壱人を心頼ニ仕り罷越候付、於國許対馬守ニ対
し受答仕候趣書付奉呈尊覽候間、楚臣立哭之誠
ハ無之候とも、詩人式微之勢に不殊と被思召、
何とそ書付之趣、得と御覽被成、救濟の力を御
添被下候ハヽ、一州の大幸不可過之候、

対馬守私え申聞候は、其方義新參ニハ候得共、最早
年久く住居いたし候ヘハ、当所之様子大概ハ存申候
事ニ候、当所之義ハ

權現様御高恩を以朝鮮との交易被指許、其力を以諸
侍以下の人数をも召置、朝鮮手長の御役をも務メ、
異国を押ヘ、我国を守り候御奉公の志をも立申事ニ
候得共、銀貨を異国へ指渡候義も日本のため永々不
宜事と申、殊^①銀貨交易之力を以軍用を辨し候事、畢
竟不^②成事ニ候故、曾祖父代別て其心付強ク、何と
そ銀貨之交易を差上、相當之土地所務被仰付被下候
様ニとの望深有之候て、

大猷院様御代既其御沙汰ニも及たる由ニ候得共、折
節御他界被遊候て其義相止たると申伝事ニ候、然所
此度御書付を以慶長銀御吹替被成候ニ付、異國え之
銀貨只今迄の通り指渡し候てハ、當時後代迄之弊を

被除候ためニ相妨候事有之候間、朝鮮交易の銀料
年々減し候様ニと被仰出候、たとひ慶長銀御吹替無
之候ても、銀貨異国ニ渡り候ては後代の弊不少、我
國の義を深ク慮候てハ甚可惜事ニ候處、増て慶長銀
御吹替ニ相妨候ニおるてハ、猶以銀貨少ニても異国
へ渡り不申候様ニいたし、上の思召ニ相叶候様ニ
無之候てハ不叶事ニ候、乍去其方ニも存候通、元來
交易を以立来候対州之事ニ候ヘハ、銀貨の交易相止
候てハ武事の備も立不申、異国の嘲をも受、日本の
御外聞ニ成候所も万々殘念之事ニ候、其上数代務來
候者共をはこくミ可申様も無之、田舎そたちにて他
方之風義をも不弁者共、又ハ老親弱子を持居候者共、
暇を遣候ても他方へ可罷出力も無之、飢餓ニ及可申
段不便千万之事ニ候、然は交易ニ相換り候土地無之
候てハ銀貨相止候事も難申上候、先祖以来土地之願
指立不申上候ハ、若ハ御聞通り大様ニ有之銀貨之交
易ハ被指留、土地ハ不被仰付候てハ當分の武備も難
立、一州上下至極及難儀候事候故、其所を恐レ指控
居たる事ニ候、此度銀料減少いたし候様ニと被仰出
候ハ、指当り難儀千万成事ニハ候得共、我国當時後
代迄の弊を被除候ニ比し候ヘハ、緩急大に不可同と

被仰出候段ハ、若ハ手前願之筋相立候端ニテ、対州ニ取候てハ大幸之時節到来いたしたる歟と存候、仍^A是先年直右衛門方より御手前様へ御内見ニ入候覚書之趣を以此願申上度存事ニ候、しかし此義ハ

御当家ニ成りケ様之先例も無之、殊當時

御幼君様ニ御座候ヘハ、御老中御了簡を以てハ難被及御沙汰と可被思召事ニ候ヘハ、願之通り可相叶段難量候へ共、我国永々の事をも慮り、此方ためをも思召、よろしく被仰達被下候御方さへ有之候ハ、

御老中ニモ御聞通り有之候て、願之筋相立申事も可有之様ニ被存候、尤委細直右衛門方へ申越候へ共、其方義ハ御手前様以前より別て被懸御目候段聞及候間、早々江戸表へ罷越直右衛門へ申談候上、右之趣得と申達、日本之御用心の御備も全く整、其上一州之安否も極る所ニ候間、一御精御出し被下候様ニ可申達之旨申聞候故、私返答仕候ハ、尤至極ニは存候得共、筑後守様へ罷出、右之趣申上候段千万難儀存候、其上ケ様之重キ儀、得と申ほとき可申とも不存候故、指免たまわり候様ニと達て申候所ニ、対馬守申候は、扱ハ此願其方ニも不聞義と存候、御手前様ニも不当事と被思召ニて可有之と存候、達て断申聞

ル事ニ候哉と申候ニ付、私申候ハ、いさゝか不聞願とハ不存候、小費を惜候へハ大事不成ニテ御座候故、たとゑハ貳拾万石・三拾万石之御費ニ成候事ニても天下後代之害を可除事ニ候ハ、上之御了簡ニハ其費を御惜不被成候て、其害相止候様ニと専ニ可被思召御事ニ候、増て此願ハ御代々被許置一州を御立被下候銀貨交易之利潤ニ御振替被仰付候わつか成領地の事ニテ、日本国内ニ有之候て永々動不申候土地を以、一たひ異国ニ渡り候てハふたゝひ返り不申候銀料ニ御かゑ被成、異国押への御奉公も相立、一州の人民安堵仕候様ニ被仰付候御変通之道と申、殊銀貨之交易相止候てハ朝鮮國も難義いたし、州中の自由も以前之通り□□候所をも被捨置被仰上事ニ候ヘハ、得と御聞通り有之候ハ、上にも御感通可被遊御事ニテ、誰人承仕ても不尤と可存様ハ無御座候故、筑後守様ニハ別て御尤と可被思召候、左候ヘハ銀料のわたりすたり候義、一年ニても早々相止候ほと日本國中後代之利益ニテ御座候ヘハ、たとひ御幼君様ニても御老中様方天下之御政務を被任候上ハ、願尤と御聞届被成候てハ即時願之通被仰付候か、又は御評議之上相当之土地先附属被仰付置、銀料之

異国ニ渡り候義壹年成とも早く被指留、

御幼君様御成長の以後、其次第を委細被仰上拝領被仰付候か、兎角銀料之異国にわたりすたり候義を深ク御惜被成、武備を立て、辺民を安せられ候遠大之御心ニテハ、たとひ上御幼冲ニ被成御座候ても、此義ハ願之通不被仰付候て不叶道理と相見へ候故、

此段も筑後守様御心中は敏可被思召寄御事と奉存候、ケ様申上候へハ下として上を察し候様ニ相聞へ、無札千万成事ニ御座候得共、右申述候筋□□学問の力を以上を損し下を益し、公□先とし□□□□、天下のために凌候を慮り候大見識相立チ、其上仁愛深ク決断有之候非常の人ならてハ不罷成事ニ候へハ、銀料の異国ニ渡り候義ハ可惜事ニ被思召候ても、太倉一粟ほとの土地御出し被成候事ハ大切ニ被思召候御方様も有之、又ハ武備の事當時之急務と申ニても無之、其上対州衰微ニ及ひ異国の見かけ不宜候とて

公儀より御かまひ可被成事ニテ無之候と被思召候御方様も有之、又ハ邪推異論を以此方より被仰上候御願をまつすぐ御聞込不被成候御方様も有之、人心の同しからざる事人の面のことくニ候へハ色々の思召有之候て、一々筑後守様思召のとをり一筋ニ公道を

以論せられ候一親同仁の御心にハ参りかたく可有御座候へハ、筑後守様御如在之御心は毛頭不被成御座候ても、御取合被成候事ハ難被成被思召ニテ可有御座哉と存候、此御願之趣ハ直右衛門より筑後守様御内見ニ入申候段存居申候故、信使之節御宅え参上仕候砌、右願之趣尤被思召被下候哉と御尋申上候へハ、商売ニテハ武備立申との□□□□□□聞へたる事ニ候、乍然新家御取立被成□□□□□□事ニ候故、御願被仰上候□、成否ハ難量被思召候之旨被仰聞候、

文昭院様御代ニテさへ訳の聞へたる事ニハ候へ共、成否ハ難斗候と被仰聞候ハ、日本ハ日本の仕来りも有之、殊人々学問有之、事こと道理のまゝニ相済申ニても無御座候故、成否之段無覚束被思召候との御言葉に奉存候へハ、右之御願御老中様へ被指出、御聞通り無之候時被仰上候趣尤ニハ被思召候得共、當時

御幼君様の御事ニ候へハ、領地之願御取上ヶ難被成候、乍然銀料減少いたし、領地取離候同前之難儀ニ候段は、被聞召通候間、御成長被遊及御沙汰候迄は先何程之土地附属可被仰付候間、何ほど銀料減少いたし候様にと歟、又ハ

御先祖様以来被差許置候通ニ、先銀料全御免被成候と歟被仰出候ハ、御願之通ニてハ無之候得共、指当り州中狼狽いたし候ほとニハ有之間敷候歟、然共銀料全ク被差免候ても先頃御書付□□□□慶長銀ニ、手前より歩銀出候□引替□□□□差渡、日本ニてハ新銀ニて半減之価□払候て□□□□損失ニ罷成候積りニ候得ハ、人參代ハ通用銀ニて請取、朝鮮渡し候慶長銀ハ只今迄の通り

公儀より御引替不被下候てハ交易不罷成候、左候とて御引替被仰付候へハ、銀料之員数相増候ほと

公儀の御失墜もそれニ応し多ク罷成候へハ、

御先代以来被差許置候通ニ可被仰付段も難斗候、若又土地之義も決て難被仰付候、銀料ハ弥被減候様ニと有之、就夫てハ却て色々の御疑も生し世話ニ申候、毛を吹て疵を求の類ニ成行候てハ、即時被及破却候より外無之候故、此所を筑後守様御思慮被成候てハ猶々御取合難被成被思召候事も可有御座候哉、筑後守様御事ハひとゑに天下之大計を被思召、信使之節も日本国内ニて御費を被成候ハ、天下之富貴を以天下之人民を御養被成候事ニ候故、少も不苦事ニ候と

三郎左衛門も御咄被成候由承及候へハ、此願も其道

理と同然之事ニて年々わたりすたり候銀料を禁し、纔五万石か十万石の土地を付与□□□、筑後守様ニは必定御同意ニ可被思召哉と奉存候、□□□□□□さへ無之、此義ハ畢竟大切成事ニ候間、成否には御構不被成被添御心可被下と被思召候ハ、私被差越候ニ不及、右之願書はかり御覽被成候とも御取持可被成と奉存候、若又右之御思慮有之候ハ、私參上いたし当所切迫之勢、委細ニ申上候とも御取持可被成とハ被仰間敷候、其上不辨成ル私事ニ御座候へハ、得と申上得可申段千万無心元存候、右之趣故仰重ク候へ共、達て断申義ニ御座候と申候へハ、対馬守申候ハ、其方申候通聞届候、乍然先年直右衛門右之覺書相認候時、此義ハ御手前様ならてハ御聞通り可有之御方無存寄候と、其方申候段聞及居候、此方とも其通ニ存事ニ候故、願書之趣得と御聞入有之候て、越前守殿委細被仰入被下、右之願及御沙汰候時越前守殿より御老中方へ宜被仰談被下候ハ、願相叶候事も可有之哉、尤土地之義

権現様以来被仰付置候所領同前之交易ニ御振替被下候事ニ候へハ、願相叶候時

御厚□□□無限□□□得共新家御取立被成候と申類

とハ難易之訳も□□可申哉、今度之被仰出無之候ても、元字銀ニ成候以後ハ段々及困窮、兎角御嘆不申

上候てハ罷成間敷と存、覚書之趣御手前様え直右衛門方より御内見ニ入申たる程の事ニ候所、此後は銀料全く被仰付候ても交易ニテ得利益可申時勢ニても無之、増て減少ニ及候てハ猶々所領を失候同前ニテ、此一路を除キ外ニ御奉公をも可相務存寄無之段委細其方為存事ニ候間、江戸表え罷越幾重ニモ御手前様え御頼可申上候、御手前様御心に是非宜キ路筋ニ御取持可被下と被思召候ハ、被成方ハ幾重ニモ御了簡可有之事ニ候、何とそ四百六七十年以来令相続候州中之人民安堵いたし候様ニ御心を被用被下候様ニ可申達候、与風御老中方御聞被成物替ニいたし候様成ル勝手つくの願申上候など、被思召事も可有之哉、左様之所も偏ニ御手前様御心を被添被下候様ニ可申達候、事成リ不申候節は天運と存事ニ候間、是非罷越候様ニと達て申付候故、不得已御当地へ参上仕候、右之趣言葉ニテ申上候てハ、□□□罷成可申哉と奉存、船中すから覺書ニ仕り□罷越候故奉呈尊覽候、以上、

【史料三】「雨森東五郎あて新井白石書状」（『交易料銀記録』国立国会図書館所蔵、より）

前夜直右衛門殿御持參被成候太守よりの御書付并貴様御持參之一冊、共に一々遂熟読候上、直右衛門殿迄御返答申入候子細有之候、定て貴様へも可被仰談御事に候間、重て貴様迄不及申入候、前夜も申述候ことくに、賢藩の御事と申し、各様御使の事と申し、聊疎略を存すへき義に無之候へは、よのつねの事におゐてハ心力の及び候たけは愚計をも廻らすへき事勿論ニ候、蒙仰候事におゐてハ尤以天下の大議に相係り候所にて、凡慮の及ふ所にあらす候、其故は五畿七道の中、一城をも鎮せられ候衆はいつれも

国家の藩屏たらざるは無之、就中賢藩は不及申、薩州・肥前・筑前・長門等を限て西方の国々、東国にても南部・津軽・松前等の方面に至てハ、皆々外国の藩衛にて候、然れはいつれの御方にも藩衛の備其用足らす候由を以て、御申の事有之に至てハ其用足らす候ともそのまゝに可在之由は可被仰出御事に無之義に候、次にハ又

² 神祖御免許之由を仰申たて候程の互市の事、一切に謝絶せらるへき由の御事に候へハ、必らず変通の御

沙汰無之候てハ事済たる御事ニ候、然れは此等の事に至ては、老中の御方々の御議決にも及ひかたき御事と奉存候得ハ、某事は不及申、越前守殿と申候ても、事の前に当りていかにとも被仰かたき御事に候、賢藩御安危の相係り候由の事、蒙仰候上は不及申候へとも、もしもし御望請ひ候事共御沙汰に及はれ難き由にて、被仰出候次第も候に至ては、賢藩御處決の所をよくよく衆議を会せられ、御一決の上に宣被仰上御事に候、此等の事申入候事共、憚多き事に候といへとも、愚管の及ひ候所聊も残し置へからざる義によりて申述候事に候、すへて此等の事、面上に申述候に至ては事の前後も出来り、此方の本意相通し難き事に候故に、書付を以て答申候間、可願御恕亮候、以上、

十一月廿七日

新井筑後守

雨森東五郎様

第三章、「芳洲理論」構築の過程

1、「芳洲理論」成立の背景

第二章において明らかにしたように、交易料銀減少案に對して雨森芳洲ならびに対馬藩が打ち出した作戦は、

白石の意向に逆らわずに、むしろこれを積極的に受け入れ、その結果予想される損害を所領増加の形で補填してもらうよう請願していくことにあつた。日朝貿易は他の商売とは異なり、家康時代から許された所領同然のものであると定義づけ、それによつて日本藩屏の地としての武備を堅め、軍役の御奉公を勤めていると、幕藩制国家論に日朝貿易の正当性をからめながらの議論を提示したのである。このように、これまで対馬藩が繰り返し主張していた輸出銀増加願いを石高論争に切り換え、その経済的保証を幕府へ求めていく論法こそ、かつてみられたかった斬新的な「芳洲理論」の根幹をなすものであつた。それではこうした「芳洲理論」は、いかなる背景のもとに成立したのか。そのいきさつについて、芳洲自らが語つた『隣好始末物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写⁽¹⁾』の前半部分からみてみよう。

一、只今よりハ最早二拾二、三年ニも成可申候哉、御勝手向段々御支被成候勢ニ相見ヘ候故、瀧六郎右衛門被存寄、朝鮮渡之銀高相増候様ニ公義ヘ御願被成可然哉との事ニテ、御願書之草稿相認平田直右衛門殿へひそかに被指出候、右願書之主意ハ、対州は朝鮮之渡口ニテ、武備堅固ニ無之候ては不叶事ニ御座

御座候、対州之武備ハ

權現様御代より交易被指許置、其交易之力を以武備相続仕候所、近來交易衰微いたし、武備も夫ニ応し不慥罷成候、何とぞ朝鮮渡之銀高御増可被下候、左候ハ、武備も堅固ニ罷成、異國之見掛も宜罷成可申候と申主意ニ御座候、右之草稿直右衛門殿私へ御見せ被成³、存寄之儀も有之候ハ、無伏藏申上候様ニと御座候付、憚千萬ニは存候得共、

公事之儀遠慮仕候段も如何と奉存、左のことく申上候、

一、私申上候ハ、六郎右衛門被相認候主意之内、御国は武備堅固ニ無之候てハ不相叶義と被申上候一段、并異國之見掛も有之候と被申候一段、何も尤至極成ル書述と存候、其内武備之儀ニ付交易之銀數御増被下候様ニ、との一段ハ如何可有之候哉、武備ハ朝鮮と不和ニ御成被成候時入用之品ニ御座候、両国太平之時交易ニテ被立置候武備ハ、両国不和に成り武備入用之時節ニ至候てハ、何の益立申さぬ筈ニ御座候故、⁴公義ニテ精御覽被成候御人有之候時、御不審ニ可被思召候、私存候ハ、渡銀之数御増被下候様ニと被願上候とも、とても御増被下候事ハ有之間敷候、

其上銀貨異國ニ渡り候儀は、公義ニモ御好不被成候故、長崎口より渡候銀も此以前被指留候、私少年之時より承候ニモ、後代之事ニ心を用候人は、銀貨異國へ御渡し被成候義御禁制可有之事ニ御座候と必は申たる事ニ御座候、只今迄被指許置候渡り銀も、時節ニより被指留候事も可有之候ヘハ、たとへ當時銀數を御増被成候ても、永代御安堵之儀ニても無之候ニ付、武備大切ニ御座候間、銀貨之交易ハ被指留、土地拝領被仰付被下候様ニと辨を立御願上被成候ハ、成否ハ各別、一通り尤成ル御願と御聞届可被成哉と存候、勿論ケ様被仰上候時、土地ハ不被成候て銀貨はかり可被指留哉と申恐も有之候ヘとも、其段は又被成方有之間敷ものニても無御座候と申候ヘハ、左候ハ、其主意を以右之草稿を詳略仕指出し候様ニと被仰付候ニ付、相認直右衛門殿迄指上申候、去ル午ノ年、私義江戸被仰付罷登り候節、御年寄中様數度御寄合ニテ御点削被成候御願書ハ、右之草稿ニテ御座候、

第一章で指摘したように、この『隣好始末物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』は、享保十六年（一七三二）に書かれたもので、史料傍

線1の「只今」とは、この年のことを指している。それから「最早一拾一、三年」以前、すなわち宝永六年（一七〇九）から七年にかけて、財政難打開策として、（勘定方役人の）滝六郎右衛門が平田直右衛門へ請願書の「草稿」を提出してきた。その内容は、交易の利益と武備の充実を関連づけ、銀の輸出量を増額してもらいたいとあつたという（傍線2以下）。

そこで直右衛門はこの滝六郎右衛門「草稿」を芳洲に見せ、「存寄之儀も有之候ハ、無伏藏申上候様ニ」（傍線3）と、忌憚なき意見を求めてきたので、芳洲はつぎのような意見を述べた（要旨のみ）。

①交易の利益をもつて武備を整えるとする論法は、よろしくない。武備は、戦時に必要なものである。太平の時代に交易で得た利益をもつて、戦時のための武備を整えるとするは、公儀で詳しく検討されれば御不審に思われよう（傍線4）。この請願理由をもつて輸出銀の増加願いを出したとしても、容認されないだろう。

②銀貨を異国へ渡すことは、長崎口からの銀輸出差し止めからもわかるように、公儀の好むところではない。将来を考える者は、銀貨の輸出はいざれ必や禁

止されるだらうと言つてゐる（傍線5）。今、銀を増額してもらつても、それは「永代御安堵之義」（傍線6）とはいえない。

③（論法としては）武備が大切なので、銀貨による交易は差し止め、「土地拝領被仰付被下候様ニ」（傍線7）とするのが良い。成否はともかく、これならばもつともなる願いと聞き届けてくれよう。土地も下されず、銀貨のみ輸出禁止となる恐れもあるやも知れないが、それはそれでまた交渉のなしようがあるう。

すなわち滝六郎右衛門の論法は、軍役と朝鮮貿易による利潤獲得の関係が明確でないため、幕府に疑念を抱かせる恐れがあつた。これに対する芳洲の意見は、いざれ銀輸出は途絶することを念頭において述べられている。芳洲が新たに提案したのは、「土地」の拝領、つまり交易銀問題を石高論争に切り換え、そこから軍役の問題を提起することである。両者の違いは、従前通り銀に固執して請願を続けるか、とりあえず銀への執着を捨てて、土地を全面に押し出した形で幕府に迫るか、にあつた。

意見を聞いた直右衛門は、このことを文書にして提出するよう命じ、かくして芳洲より改めて「草稿」が提出

されることになった。史料傍線8の部分は、その「草稿」が「宗対馬守書付」につながることを明言している。

左候ハ、其主意を以右之草稿を詳略仕指出し候様ニと被仰付候ニ付、相認直右衛門殿迄指上申候、去ル午ノ年、私義江戸被仰付罷登り候節、御年寄中様數度御寄合ニて御点削被成候御願書ハ、右之草稿ニて

御座候、

これによれば、芳洲は去る午年（正徳四年）江戸へ派遣されたとき、御年寄と数度の寄り合いを重ねて添削をした「御願書」が、すなわち右の「草稿」であると説明している。ここにいう正徳四年（一七一四）の「御願書」が、同年直右衛門より白石へ提出された「宗対馬守書付」⁽²⁾のことを指していることはいうまでもない。

2、正徳元年（一七一二）「芳洲理論」の内示

ところで『隣好始末物語物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』には、まったく触れられていないが、宝永七年（一七一〇）ごろ芳洲が直右衛門へ書き出したという「草稿」は、実はその翌年の宝永八年（一七一一、四月に正徳と改元）、江戸へ赴いた直右衛門によつて白石の許へ届けられていた。これは、

「芳洲理論」が白石・芳洲論争に先立つ三年前、すでに白石へ内示されていたことを意味する。

「芳洲理論」が事前に提示されていたことは、正徳四年（一七一四）十一月の白石との初回の対面の日、「宗対馬守書付」を差し出す直右衛門の口上から窺い知ることができる。⁽³⁾

今度慶長金銀吹改被仰出候付、朝鮮渡り交易銀員数相減候様ニ被仰付候、依之先年信使來聘前、私方より書付被懸御目置候筋之義此度相願可申と存候間、書付之趣得と御一覽被下、何とそ間部越前守様え被懸御目被下候上、表向より願書差出可申候間、何分にも宜様ニ御指図被成被添御心被下候様ニ可申上……

傍線の後のほうの「書付」は、この日持参した「宗対馬守書付」を指している。これによれば、「先年信使來聘前」（正徳通信使の来日前）、「私方（直右衛門）より（お目にかけた）書付」の趣旨をもつて今回の請願を行いたいとあり、「宗対馬守書付」につながる「書付」の存在を明らかにしている。

この「私方より書付」は、正徳元年（一七一二）に行われた金五万両の拝借運動の傍ら、直右衛門自身が白石

の家へ持参したものである。このころ通信使来聘に伴う多額の準備金を必要としていた対馬藩は、当時の江戸家老、杉村三郎左衛門の求めに応じて、国元にいた直右衛門を拝借運動の特使として江戸へ派遣することになった。一月二十八日対馬を出立した直右衛門は、二月十八日に江戸へ着き、老中土屋政直とまだそのころ幕府の財政を握っていた勘定奉行の荻原重秀を相手に、「此方様之儀は、朝鮮人同道ニ付外様とハ格別之御事故、御支度不罷成時は日本之御外聞ニ罷成⁽⁴⁾」といった意識のもとで、信使來日の成功はひとえに支度金を拝借できるかにかかると迫った。その結果、早くも二月二十七日、政直をして「御三家を初、五万両と申拝借は終無之事⁽⁵⁾」とまでいわしめた大金の獲得に成功している。

しかしこの交渉期間中、直右衛門が持参した「書付」は、老中や勘定奉行に一切提出されることがなかつた。これが記録のなかに忽然と現れるのは、直右衛門が帰国の途につく二日前の四月八日の記事である。この日、直右衛門は白石の家を訪れたが、登城した直後で主に会うことなどが叶わず、「口上書」に一冊の「覚書」を添えてこれを文匣へ入れ、嚴封をして家来の者へ託して帰つたという。そのときの説明に、つぎのようにある。⁽⁶⁾

握つていた勘定奉行の荻原重秀を相手に、「此方様之儀は、朝鮮人同道ニ付外様とハ格別之御事故、御支度不罷成時は日本之御外聞ニ罷成⁽⁴⁾」といった意識のもとで、信使來日の成功はひとえに支度金を拝借できるかにかかると迫った。その結果、早くも二月二十七日、政直をして「御三家を初、五万両と申拝借は終無之事⁽⁵⁾」とまでいわしめた大金の獲得に成功している。

直右衛門は、かつての木下順庵門下生として、白石と三十年來の懇意であることを頼りに、この日の私的訪問となつたようである。この時白石へ届けられたのは「覚書一冊」で、そこには「朝鮮御通交之次第、御国武備并水夫等之儀也、此帳面之次第は直右衛門方ニテ仕立、別記ニ有之故爰ニ不記之、

直右衛門は、かつての木下順庵門下生として、白石と三十年來の懇意であることを頼りに、この日の私的訪問となつたようである。この時白石へ届けられたのは「覚書一冊」で、そこには「朝鮮御通交之次第、御国武備并水夫等」のことが書いてあつたと記されている。

正徳四年「宗対馬守書付」につながる正徳元年の「書付」が、実際には「覚書」という表題であつたことは、先にあげた「芳洲書付」（前出【史料二】、波線部分A）に、是先年直右衛門方より御手前様（白石）へ御内見二

一、同日（正徳元年四月八日）、新井勘解由殿^え平田直右衛門持参仕候口上書、左記、（中略）

一、別紙之覚書一冊致持參候、廿年来之御懇者故憚ヲも不顧候て、私存念聊も不残置申上候、難儀サ之余ニ候間、其段御許容被成可被下候、万々奉願候、以

上、

四月八日 平田直右衛門

右は覚書帳ニ相添候て、文匣へ入封し、家来へ渡置罷帰、

入候覚書之趣を以此願申上度存事ニ候、

とあり、あるいは同じく「芳洲書付」（同、波線部分C）

に、

乍然先年直右衛門右之覚書相認候時、此義ハ御手前様ならてハ御聞通り可有之御方無存寄候、

などとあることからも明らかである。

また「芳洲書付」（同、波線部分B）によれば、芳洲は通信使に隨行して江戸に参府したおり、白石宅へ参上して先に内示した「覚書」に対する意見を伺っていたことが分かる。

此御願之趣ハ直右衛門より筑後守様御内見二入申仕段存居申候故、信使之節御宅え参上仕候砌、右願之趣尤被思召被下候哉と御尋申上候、

「芳洲理論」を白石へ内示した直右衛門は、間もなく来日する通信使を迎えるべく、一旦、対馬へ帰国しなければならず、さりとてこれに白石がどのような反応を示すか、芳洲としても相当気がかりであった様子である。しかしながらこれに対する白石の反応は、史料の破損部分が多くて不明な点が多いが、「成否ハ難量被思召候之旨被仰聞候」（前出【史料二】）と曖昧に述べるなど、なかば回答を避けていた節がみられる。周知のように、この

時の通信使は王号や応接問題などで揺れ、波乱ぶくみの日程に追われていた。状況からみて、その三年後の白石・芳洲論争の日まで、輸出銀や所領問題について互いに正面きつて論じあう時間的余裕などはなかつたと考えられる。

幸いなことに、現在、長崎県立対馬歴史民俗資料館に、正徳元年白石へ届けた「覚書」の控え帳面が残されており、その表紙に記されたつぎの文字から、いくつかの重要なことが明らかにされる（後出【史料四】）。

宝永八年卯正月平田直右衛門江戸表御使者被仰付候

節持越候帳面之扣、二冊之内

但一通りハ 御前へ鈴木政右衛門御取次ニテ差上之

（朱書）此通草案認、直右衛門被持越候得とも、筑後守様へ被差出候節書改候所数多有之候ニ付、此書付ハ反古同前也

すなわち「覚書」は、①宝永八年（正徳元年）正月、直右衛門が江戸へ派遣されたおりに持参されたこと、②二冊セットで、帳面に仕立てられていたこと、③側用人の鈴木政右衛門を介して、御前（藩主、宗義方）の確認済であったこと、④筑後守様（白石）へ提出された時に多くの加筆・修正が施されたこと、などである。

このうち④の朱書部分の記載時期が不明のため、「筑

後守様へ被差出候節」が正徳元年四月か同四年十一月を指すのか明確ではない。ただし、「覚書」は直右衛門によつて江戸へ持ち込まれた後、多くの加筆・修正を施され、最終的に「宗対馬守書付」に至つたもので、その意味からみても「覚書」は「宗対馬守書付」の「草案」をなすものであつたといえる。時期的にみても、また後出する「覚書」の内容からみても、これが『隣好始末物語』と重要な関係があつたことを、芳洲自らが語つている部分がある。

五) 老中と白石へ提出される『隣好始末物語』と重要な物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』で述べられている、直右衛門が白石へ提出したという芳洲の「草稿」であつた可能性が高い。

また②にあるように、直右衛門は「覚書」以外にもう一冊の帳面を江戸へ持参していた。「覚書」とセットで作られたのは、「日本朝鮮和好再興之次第」という内題の冊子で、これも対馬の歴史民俗資料館に現存する(後出【史料五】)。表紙の文字は、「覚書」と同様、正徳元年に直右衛門によつて江戸へ持ち込まれたこと、藩主へ確認されたことまでは同じであるが、朱書の部分が欠如している。このことは、「日本朝鮮和好再興之次第」が加筆・修正されずに白石へ提出されたのか、あるいは提出されなかつたため、朱書の必要がなかつたかのいづれかを意味している。

実は、前出した『隣好始末物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』のなかで、この「日本朝鮮和好再興之次第」が「覚書」に添えて白石へ提出されていたこと、さらにこの書が正徳五年(一七一〇)老中と白石へ提出される『隣好始末物語』と重要な関係があつたことを、芳洲自らが語つている部分がある。
……御願書ニ相添へ被指上候ハ、宜有之候と申事ニ付
て右之物語(隣好始末物語)出来仕、此御願事ニ付
書ニ相添被差出御口上ニ、是ハ隣好之儀ニ付古キ者
直右衛門殿初て新井筑後守様へ御出被成候節、御願
共認置キたる書物ニ御座候付入御覽候と被仰候、夫
故明暦之信使迄ハ記し有之候得共、其以後之信使ハ
書載無之候、

右の傍線、前のほうの「御願書」は、正徳四年(一七一四)から五年にかけて白石や老中へ提出された請願書のこと、後ろのほうの「御願書」は、「此御願事ニ付直右衛門殿初て新井筑後守様へ御出被成候節」、すなわち正徳元年に白石へ内示された「覚書」を意味する。後者の提出時に、直右衛門は持参した「日本朝鮮和好再興之次第」を、「古キ者共認置キたる書物」と紹介しただけで、

筆者が誰かは明らかにしていない。

3、「覚書」と「日本朝鮮和好再興之次第」

それでは正徳元年（一七一二）一月、平田直右衛門が江戸へ持参した「覚書」および「日本朝鮮和好再興之次第」は、いかなる内容で書かれていたのであろうか。両者はともに冊子に仕立てられ、かなりの長文であるが、

前者は「芳洲理論」の構築過程を明らかにするため、後者は『隣好始末物語』につながる書物であることから、

本章の終わりにその全文を収録して内容を詳しく検討することとした。

はじめに【史料四】「覚書」を、前出【史料二】「宗対馬守書付」と対比させながら、記載内容の異同をみてみよう。まず「宗対馬守書付」の文頭が、「対州は外国を引受、日本藩屏之地にて御座候故、武備嚴重に無之候ては決て難成処に候」という、極めて明快な口調で始まることはすでに触れたところであるが、これは「覚書」の文頭「対州之儀、外国を引請候日本藩屏之地にて御座候付、武備嚴重ニ無之候ては決て難罷成候」の大部分が、変えられずに生かされていていたことを明らかにしている。しかしそれ以下を読み較べると、いくつかの文字の差し

替えがなされた後、「覚書」の波線①「都合拾万石以上之格之人数を召置……」あたりから大きく数行にわたつて削除されていることが分かる。大きな削除は、このほかにも波線②「然處近年朝鮮渡之銀高段々ニ被減之……」以下、あるいは波線③「若も右之願難相叶儀ニ御座候ハ、……」以下と続き、削除部分はそれぞれ十数行にわたつていている。

「宗対馬守書付」成立までの間に、「覚書」から大きく削除されたのは、つぎのような内容である。

波線①以下——朝鮮との関係について触れた部分。秀吉の朝鮮陣前後の断絶期から、家康による隣好回復までを触れている。第一に、隣国とは不和になつてはいけない。第二に、壬辰の変（文禄・慶長の役）において、朝鮮の先王の墳墓を崩すなどしたため、日本を「不共戴天之讐」と考えるなど、交隣が崩れたこと。第三に、高麗時代、元の侵攻を防げなかつたので、朝鮮とは隣好を結び事變あることを察知することが重要とする。

波線②以下——交易銀に關することと、參勤交代の年限について触れた部分。新銀（この場合は元禄・宝永銀）になつたため、朝鮮側が迷惑しており、人参・

端物（絹織物）の輸入が悪く上方での借金がかさんだ。家康の時代には、参勤交代は三年に一度とされ、外國の堅めを専らにするようにしていたが、（近年は）対馬困窮のため武備も衰え、朝鮮からも侮られて中国へもこのことが知れわたつているとする。

波線③以下——交易銀不足に触れた部分。交易銀が減少したことにより、これでは所領が取り離れたことになることから、朝鮮へ渡す銀高を以前の通り仰せつけて欲しい。最近は人参代往古銀一四一七貫目余の鑄造のおかげで人参の輸入はよくなつたが、以前の貿易レベルを回復できていない。以前は三千貫目近い額の銀を輸出していることから、この額の往古銀を許可してくれるか、あるいは新たな領地を下されるか、いずれかにしていただきたい。

「宗対馬守書付」成立までに削除されたこれらの部分は、いざれも請願の主旨がぼやけてしまうような記述に限られている。たとえば、波線①以下にみられるように、「覚書」には日朝通交史に関わる内容が多く盛り込まれていたことが分かる。四月六日、白石宅へ届けた直右衛門の言葉に、「覚書」の内容について「朝鮮御通交之次第、御国武備并水夫等之儀」とあるのは、そのためであ

ろう。おそらく白石への内示の時点、まだ「朝鮮御通交之次第」の記述部分が生きており、「宗対馬守書付」成立までにこれが削除されていくのではないだろうか。最終的に日朝通交史の関係記事は、「日本朝鮮和好再興之次第」を土台に出来上がった『隣好始末物語』のほうに、詳しく述べていくことになる（後述）。

また波線②および③以下にみられるように、「覚書」には交易銀に関する記述がかなり多くみられる。「宗対馬守書付」にも交易銀について触れた部分はあるが、銀輸出はいづれ止められてしかるべきもので、対馬藩の本意ではないという主張の流れのなかでしか出てこない。しかし「覚書」にみられる、新銀鑄造により朝鮮側が迷惑しているとか、とりわけ三千貫目近い額の銀輸出許可をとりつけようとした記述の仕方は、藩貿易口への特別措置を期待したものに他ならない。そのころ人参代往古銀を許可してくれた荻原重秀も健在で、白石の交易銀減少策がまだそれほど強力に押し出されていなかつた状況を反映している。さらにかつて参勤交代は三年に一度だったとする記述も、「宗対馬守書付」では削除されている。これ自体重大な交渉事ととられる可能性があり、本来の請願主旨を鮮明にするために削除されたものと考

えられる⁽⁷⁾。

このように正徳元年（一七一）直右衛門が江戸へ持ち込んだ「覚書」は、その後多くの加筆・修正を施され、最終的に正徳四年（一七一四）「宗対馬守書付」となつて白石へ提出されたことは明白である。また「芳洲書付」

（前出【史料二】、波線部分C）に「先年直右衛門右之覚書相認候時」とあり、あるいは「覚書」を白石へ託す直右衛門の言葉に「帳面之次第は直右衛門方にて仕立」（前出）とあるように、「覚書」や「宗対馬守書付」は、直右衛門をはじめとする対馬藩の家老達が準備したものと考えられる。しかしながらここで重要なことは、いくら願書に部分的な加筆・修正が施されようとも、そこで述べられている趣旨は一貫して変わらないという点である。「覚書」と「宗対馬守書付」の内容をみると、両者の主張に大きな隔たりがあつたわけではなく、むしろ同じ論法で構成されている。すでに「覚書」の時点で固まつていた論旨をまとめてみると、つぎのようになる（以下、史料引用は「覚書」より）。

一、異国へ銀貨を渡すのは、良くないとすること。

傍線5 「殊天下至宝之銀貨異国え被遣候儀、甚可惜

儀ニ奉存候」

白石・芳洲論争と対馬藩

傍線8 「今程ハ金山・銀山共ニ以前之様ニ出兼候由

ニ御座候得ハ、本朝至宝之金銀を如已前被差免被下候儀、落着日本之大弊と罷成」

二、交易は対馬の領地代わりであること。それで武備を整えること。

傍線2 「朝鮮と交易仕候儀御免被遊、其所務を以対

州并基肄・養父両所領之不足を補」

傍線3 「領地之代りニ交易之御免を蒙り、其力ニて

武備を嗜候儀」

傍線4 「仍是交易を以武備を嗜候儀 権現様より

御免を蒙り、数代奉畏罷在候」

三、経済的保証として、土地を求めるここと。

傍線1 「就夫対州并基肄・養父両所領之所務斗ニテハ勝手可相続様無御座」

傍線6 「何とそ相応之領地対州近所ニテ被仰付被下、交易之力を頼不申、新領之所務を以対州并基肄・養父両所領之不足を補ヒ」

傍線7 「朝鮮交易之儀は琉球・長崎口之商買とハ違ヒ、從 権現様御代被仰付置候対馬守所

領同前之儀ニ御座候」

傍線9 「何とそ領地之願被聞召分被下候ハ、本望ニ

可奉存候

傍線10「無遠慮新領等之儀迄申上候」

これによれば、異国へ銀貨を渡すことは良くないという姿勢をとり、石高論争の視角から軍役の問題を提起した内容で構成されている。このうち「芳洲理論」の根幹をなす土地についての記述をみれば、右の史料の傍線部分にも明らかのように、具体的に「対州近所」の「新領」、すなわち飛地領の加増を要求している。また「宗対馬守書付」でも、「所領之不足」を補う措置を講じていただきたいとし、さらに「芳洲書付」（前出【史料二】）でも「相当之土地先附屬被仰付置」などとあって、一貫して加増要求がなされている。輸出銀増加願いを石高論争に切り換え、経済的保証を土地に求める論法は、芳洲が初めて打ち出したもので、これこそ「芳洲理論」の基本的理念に他ならない。⁽⁸⁾「覚書」はもとより、「宗対馬守書付」「芳洲書付」にもこの論法が貫かれていたということは、直接の書き手は誰であれ、それらは芳洲の意見に従つてまとめあげられたもので、またそれゆえに交易銀交渉の対馬藩側の主体は、直右衛門ではなく芳洲であつたと結論できるのである。

つぎに、【史料五】「日本朝鮮和好再興之次第」につい

てみてみよう。こちらは請願書ではなく、近世初頭の日朝関係にかかる歴史的事実を述べた書物で、「覚書」よりも文字数は少ない。対象とされたのは、文禄元年（一五九二）文禄・慶長の役によつて日朝関係が中断した時期から、慶長十四年（一六〇九）己酉約条の締結によつて歳遣船の派遣が許可されるまでの期間である。慶長五年（一六〇〇）と慶長十一年（一六〇六）の項に「書簡別紙ニ有之」とあり、別紙として外交書簡（この場合は書契）が一通添えられていたことが分かる。加えてこの書の随所に、対馬島主宗氏が家康や秀忠の命に従つて、いかに多事多難な時期の関係修復に尽力してきたかの文言が、さりげなく挿入されている。これが「覚書」とセットで作成された背景には、日朝両国で果たしてきた対馬藩の役割を明らかにし、白石に宗氏の重要性を知らしめ、「藩屏之地」対馬への注意を喚起することによつて、請願の助けにしたいという目的意識があつたからに他ならない。

くだつて白石・芳洲論争の時、老中と白石へ提出されたのが『隣好始末物語』である。この書の内容は後で考察するが、日朝関係の歴史的事実に加え、対馬藩の役割を格調高い文章で説き起こした名著である。書き出しは

朝鮮の地理的位置に始まり、対象とする時代は文永十一年（一二七四）の元寇から明暦元年（一六五五）通信使来日まで、随所に国書二通と書契（公文書）一通を挿入するなど、内容的に「日本朝鮮和好再興之次第」をはるかに凌駕している。ただし正徳五年（一七一五）四月十六日、三回目の対面において芳洲が『隣好始末物語』を白石に提出したとき、「先年并旧臘兩度懸御目候対馬守願書も、此一巻之趣を以相認候事」と口上を述べており（第二章参照）、「日本朝鮮和好再興之次第」と同様の目的をもつて、請願書とセットで作成されたことを明らかにしている。また先述した『隣好始末物語仮名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書附之写』にも、「御願書ニ相添ヘ被指上候ハ、宜有之候」とあり、こちらも請願書とセットで作成されたことを明らかにしている。

『隣好始末物語』は、こなれた文体をもつて日朝間の詳細な歴史を語っているが、文章の展開の仕方が「日本朝鮮和好再興之次第」に極めて似かよっている。たとえば、慶長十年（一六〇五）の条を比較してみよう。

「日本朝鮮和好再興之次第」（史料五）

慶長十年二月

權現様 台徳院様被遊御上洛御参内之後、朝鮮之両使を於伏見 御目見被仰付 権現様より本多佐渡守殿・承兌長老を為 上使義智を以両使ニ被仰含候は、好を通し交を結ハ両国之益也、互ニ中比之恨を忘て長ク隣交を可被結と之御事ニテ和交之儀具ニ被仰付候處、両使謹て御請申上安堵仕候、又義智ニ被仰付候ハ、其方儀弥両国之通交を掌り可為日本藩屏、自今以後毎年不及參勤、三年ニ一度宛參勤可仕と之上意ニテ、為御加増肥前基肄郡之内ニ余り地弐千八百石余被成下候、是ハ義智領分基肄郡之内ニ余り地弐千八百石之所有之を拝領被仰付候、其後御暇被下之両使を召列対州え罷下朝鮮え送還申候、

〔隣好始末物語⁽⁹⁾〕

慶長十年乙巳年二月 東照大君 台徳院 御上洛にて、伏見御城下ニ於て彼國之二使拝謁之礼有之、日を歷て本多佐渡守・釈ノ承兌上命を奉し御使として使館へ來り、和好之儀ニ使に被申含、且又対馬守義智ニ被仰付は、其方義日本の藩屏大なる場所ニ居、両国之通交を司どれり、自今以後毎年の參勤被差免之条、三年ニ一度ツ、可令參勤、且又和議之為メ両使召連レタル表典として二千八百石の地加へ玉ハる

之旨被仰出、二使を召連レ対州へ帰ル、両書ともに、家康・秀忠が上洛したおり伏見で朝鮮使節に引見したこと、本多正純らを介して対馬は「日本藩屏」であるため参勤を三年に一度とし、加えて（肥前に）二八〇〇石の増加を仰渡された、というまったく同一の文脈で出来上がっている。

前記のように、「日本朝鮮和好再興之次第」を白石宅へ届けた直右衛門は、「古キ者共認置キたる書物」と述べただけで、その筆者を明らかにしていない。しかし、そのなかに「日本藩屏」という用語がみられること、さらに慶長十一年（一六〇六）の頃に、

従 権現様御書簡を朝鮮え被遣、弥御通交を御乞被遊候付、彼国得と致得心通交相整候、依之慶長十二年朝鮮王通交之為信使通政大夫……

とあつて、家康国書の存在（後述）を明かしていることなどを考え併せると、近世初期よりも芳洲の時代に作成された可能性が高い。外交文書を別紙か挿入するかの相違はあるが、対馬藩ならでは明らかにできない貴重な公文書が提示されている点も共通している。筆者はしたがつて、藩内でこれら機密文書に近づくことが可能であつた人物、すなわち前後の事情からみて芳洲自身か、

あるいはその周辺の松浦霞沼あたりと考えてもおかしくはない。その真の筆者は誰であれ、少なくとも提出された背景と意図、内容からみて、「日本朝鮮和好再興之次第」は『隣好始末物語』の、とりわけ歴史的叙述部分の土台をなす書物であつたことは確かである。

註

(1) 本史料は、『隣交始末物語』の解釈本『隣交始末物語句解』に添えて江戸へ送られた芳洲の意見書である（第二章参照）。「芳洲理論」成立や『隣交始末物語』執筆の背景について、芳洲自身が明かしており注目される。この史料の重要性を初めて指摘された泉澄一氏は、芳洲文庫本の全文を『芳洲外交関係資料書簡集』（雨森芳洲全書三、関西大学出版部、一九八一年）に収録している（題名は『隣交始末物語句解』）。本稿では、韓国・国史編纂委員会本によつて芳洲文庫本の誤字や脱字を修正し、また成立年紀を享保十六年（一七三一）とした上で、新たな見解を示しておいた。

(2) 泉澄一氏の『隣交始末物語』偽文書説は、この「草稿」がそのまま『隣交始末物語』につながつてゐるという前提から出発している。瀧六郎右衛門「草稿」から雨森芳洲「草稿」が成立し、それを直右衛門はじめ対馬藩の家老たちが加筆・修正して『隣好始末物語』を完成させたものであるから、これを芳洲の著作とするのは誤りで、むしろ請願を有利に運ぶために対馬藩が仕立てた偽

文書であるとされる（『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』一九九七年、関西大学出版部、三一〇～三二一頁）。

(3) 宗家文書『交易料銀減少之儀被仰出候付て御願之筋御聞合之記録』正徳四年十一月二十二日条（国立国会図書館所蔵）。

(4) 宗家文書『正徳信使記録』第三十九冊、宝永七年十二

月十七日、平田隼人等宛、杉村三郎左衛門書状（慶應義塾図書館所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第一期、No.80、リール番号8、ゆまに書房、一九九八年）。

(5) 宗家文書『正徳信使記録』第三十九冊、前掲註1、宝永八年二月二十七日条。同様の記事は、江戸毎日記にもある（宗家文書『江戸日帳』宝永八年二月二十七日条、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。

(6) 宗家文書『正徳信使記録』第五十冊、宝永八年四月八日条（慶應義塾図書館所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第一期、No.93、リール番号8、前掲註4）。

(7) 宗氏の参勤交代を隔年から三年に一度にしようとする運動は、正徳二年（一七一二）に再度、対馬藩内に持ち上がるが、藩主の家族への対面が疎遠になることを理由に請願を行わないことになった。その後正徳五年（一七一五）（宗家文書『交易料銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』正徳五年二月二十八日付、平田直右衛門宛、樋口佐左衛門他書状、国立国会図書館所蔵）、あるいは享保七年（一七二二）にも、同種の運動が起きるが、雨森芳洲の「惣体新規成儀ハ存立候時は利のみ見へ候て、害は見へ不申候得共、取行候節ニ成候てハ意外之差支有之更

勿論ニ御座候得は、隔年之御参勤相止ミ候時、何分之御後悔出来可致哉」「力様之面立候御願之儀は、先被差延置御叟と愚慮ニは奉存候」などとする反対意見が出て、当面のところ請願を取り止めることになった（宗家文書『殿様三年ニ一度宛御参勤被成度之儀御国年寄中より内談申来書状并御参勤御暇之次第旧記相考申来候帳面共ニ』長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、同書の表紙に「但此書付ハ 公義え不出也」とある）。

(8) 芳洲の孫の松浦暢守（弾正）は、その著書『桂川答問書』で「対州守備之一件ハ、当今之御用ニ可相立トハ不存在候へ共、此議論ヲ創為置候ハゞ、後世國家之微益、日本之益ニモ可相成共存申候、以前御商売繁昌之節、祖父東五郎土地御願之儀ヲ存寄申上候テ、同門之新井筑後守殿ヲ曰當ニ致出府（割書略）候へ共其詮無之、其後御家老平田直右衛門殿拾ケ年逗留トシテ出府被仰付、右御用被仰付、東五郎モ直右衛門殿へ被成添候、其節モ出来不申候へ共、只今ニ至東五郎創置候料簡、國家之御益ニ相成申候」（『日本経済叢書』卷三十六、七二一～七三三頁）と述べ、対馬武備に関する議論、とりわけ後世の対馬に利益ある「土地御願之儀」が、芳洲の創案によるものであるとしている。

(9) 芳洲文庫本（滋賀県伊香郡高月町雨森、芳洲会所蔵）による。

【史料四】「覚書」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）

(表紙)

宝永八辛卯正月平田直右衛門江戸表
御使者被仰付候節持越候帳面之扣
二冊之内

但一通りハ鈴木政右衛門御取次ニて
御前へ差上之

(朱書) 此通草案認直右衛門被持越候得とも筑後守様へ被
差出候節書改候所數多有之候ニ付此書付ハ反古同
前也

覚 書

対州之儀、外國を引請候日本藩屏之地ニて御座候付、
武備嚴重ニ無之候ては決て難罷成候、其故ハ本朝之
儀唐縫粗程之大国ニては無御座候得共、土地之富饒、
殊更金銀之有餘、雖大国可愧所無之候付、外國より
望を掛け、四百年以前ニも元之世祖兩度迄大軍を起
シ被侵日本候、左様之節は対州程外國ニ近キ所は無
御座候付、世祖も高麗を先導として対州え被攻來、
文永十一年十月対馬守先祖宗右馬允助國致戰死候、
対州武備之強弱ハ外國見掛け之輕重ニ掛り、外國見掛け
之輕重は日本國中之吉凶ニ預り候て、至極大切に成藩

屏之地ニて御座候、殊朝鮮之儀小国ニては候得共、
中華を頼一国を構へ候所ニて、容易ニ取扱候儀難仕、
其上國之強弱も時ニ隨て變化仕者ニ御座候故、対馬
守儀代々油断可致様無之、朝鮮え和館を構え人数を
差置、北京・朝鮮之時勢を窺せ、又は対州ニ両関所
其外所々ニ遠見番所を申付人数を宛置、郷村ニハ民
居之多少ニ応シ郷土農兵を召置キ、糧食を与へ武芸
を嗜せ、昼夜無間断外國之様躰を相考、尤參勤之儀
ハ諸大名様方同前ニ隔年ニ勤之候、彼是少人數ニて
ハ難成、責て拾万石之分限程之人數所持不仕候ては、
朝鮮之押旁相勤り不申、只今迄其通りニ仕来り候、
¹就夫対州并基肄・養父両所領之所務斗ニてハ勝手可
相続様無御座、其上対州之儀境界ハ廣ク御座候得共、
元来米穀甚少キ国土ニて御座候付、土產之穀物斗を
以ハ國中人民之食用程も無之候得ハ、増て兵馬を整
ヘ、武備を嗜候儀無存寄事ニ御座候、依之

權現様御代再被結和好候已後、朝鮮と交易仕候儀御
免被遊、其所務を以対州并基肄・養父両所領之不足
を補ヒ、都合拾万石以上之格之人數を召置、當職を
も務來り候、元來朝鮮と日本とハ古來より隣好を結
ヒ、互ニ交通有之候処、秀吉公御代朝鮮御陣始り前

後七ヶ年之間和好致断絶候、其後慶長三年八月十八日秀吉公御逝去ニ付、十月中ニ朝鮮へ被差越置候諸大将帰陣被致候処、翌年早速差急キ隣好之儀權現様より被仰出候、御深慮之程分明ニハ難相量り候得共、古来より申伝候ハ第一ニは天下之事大小皆一理ニテ御座候得ハ、一村一里ニ住居仕候者も、薨をならべ候隣草えは別てちなミ可申と仕事ニ候、國天下を保チ候人之隣国と好を結候も右同前にて御座候、朝鮮ハ日本ニ近キ隣国ニ候処、不和ニ有之候ては往々不相済事と被思召上、隣草ニちなミ候心ニて和好を御急キ被成候御事ニ候、第二ニハ壬辰之變ニ日本より彼国先王之墳墓をも堀崩シ候程之事ニ候得ハ、書簡ニ被認候通日本を不共戴天之讐と存、時節を窺大明之援兵を乞ヒ、復讐之志など有之候てハ、天下御草創之砌難被成勢も有之候と御思慮為被成ニて候、第三ニハ既ニ元之世祖之時、高麗を先導とし、日本を被攻候事も有之候得ハ、朝鮮と兼て御隣好を被結置彼地之事変を被察候儀保國永久之策と被思召たるニて候と申伝候、然上ハ対州之儀ハ日本之内ニても別て諸国ニ違猶々武備を嗜ミ外国之見掛も嚴重ニ可有之事ニ御座候処、領地之代りニ交易之御免を

蒙り、其力ニテ武備を嗜候儀元來落着不仕事ニ御座候、其故ハ武備ハ兵馬を主とし、兵馬ハ土地より生シ申候得ハ、土地無之候て武備相調可申様無御座、其上交易之儀ハ日本朝鮮和好相続候間ハ交易も相続仕候得共、万一隣好断絶仕候歟、又ハ中華朝鮮より軍兵差向ケ候首尾ニ成候ては、交易も自然と断絶仕、縱令日比拾万石以上之格之人數所持仕候ても、交易之所務を差足シ候て所持仕候人數ハ交易断絶之時ニ至り候ては、一年二年相支候糧穀之才覚を始成不申筈ニ候得ハ、日比嗜置候武備當用之益ニは罷成間鋪候、仍是交易を以武備を嗜候儀

權現様より御免を蒙り、數代奉畏罷在候得共、畢竟落着不仕事ニ御座候、殊天下至宝之銀貨異國え被遣候儀、甚可惜儀ニ奉存候得共、領地之願も容易ニ難申上、其上交易不図相止候ては差当り當時之武備も難嗜儀ニ御座候故、時節を以御願可申上と奉存差控罷在候、然處近年朝鮮渡之銀高段々ニ被減之、其上新銀ニ罷成候付朝鮮人以之外致迷惑、何角と事六ヶ敷儀斗申掛、人參・端物等如已前出シ不申、偶出候分は価を増シ候様ニと申候付、対馬守方之所務曾て無之段々不勝手ニ罷成り、上方筋之借銀等も年々ニ

相増シ及大分候、兎角只今之成行ニては拾万石之格程之人数を召置候儀難成、永々之武備ハ不及申ニ、差当リ當時之武備も難相務難儀千万奉存候、當対馬守迄數十代朝鮮と申通シ、

御当家ニ成り候ては別て御隣好之道をも相務來候處、當職難相務勢ニ罷成候ては、異国之外聞実義共ニ無残所仕合ニ御座候、日本御太平之段開闢以来終ニ只今之様成儀ハ無之由ニ御座候得ハ、於日本之内ニ御心遣成義ハ有御座間鋪候得共、天下御政法之要務ニて御座候得は、武備少も間断無之様ニ被仰付候、況ヤ外国を引請候藩屏之地ニおるて、武備之急務を可被捨置様も無御座候、長崎口之義ハ彼方よりハ海上五百里と申所ニて御座候得共、異国船往来ニ付御備殊外被入御念候事ニ候、対州之義ハ日本道四拾八里と申候得共、晴天之時ハ野火之煙も見へ渡り候程之外國ニ近キ所ニて、元之世祖も其故を以対州より被攻來、別て大切成日本御要害之地ニて御座候付、

權現様御代ニは毎年不及參勤候間、三年ニ一度宛參

勤仕候様ニと被仰付、外國之堅を專相務來り候、然處対馬守身躰及困窮候ては武備も自然と難相務、朝鮮國よりも被慢候様ニ可罷成候、左候ハ、早速北京

ニも通シ可申候故、日本武備之衰候様ニ存、何分之禍變出来可仕も難計、此段至て大切千万成事ニ奉存候、仍是乍恐奉願候ハ、何とそ相応之領地対州近所ニて被仰付被下、交易之力を頼不申、新領之所務を以対州并基肄・養父両所領之不足を補ヒ、拾万石以上之格之人數只今迄之ことく召置、武備永々迄無違變相嗜候様罷成候ハ、朝鮮之義ハ不及申上北京えも忽チ相通シ、弥日本武威之熾成儀を承伝へ可申と奉存候、左候ハ、銀貨通用之儀も段々致減少候様ニ可仕候、当分ひと差止候様ニ有之候ては御隣好之験も無御座、彼方ニも納得仕間敷候間、年数を経候後ハ至宝之銀貨異国へ遣不申候共、人參雜貨等調出候道筋も可有之哉と奉存候、右領地之願対馬守自分之儀とのミ存遠慮仕罷在候て、武備次第衰微仕外國之見掛も不宜、万一覬覦之望を開候様ニ成行候ては、却て公儀え対シ不忠之至と奉存不顧憚奉願上候、^③若も右之願難相叶儀ニ御座候ハ、朝鮮交易之儀は琉球・長崎口之商買とハ違ヒ、從

間、曾て本意ニは非ス候得共、何とそ朝鮮渡之銀高前々之通ニ被仰付被下、差当當時之武備成共相整候様ニ被仰付可被下候、去比人參調代銀之位往古銀ニ被仰付被下候付、人參調方之儀ハ宜可罷成候得共、惣高千四百貫目程之儀ハ御座候故不足ニ御座候て、古來程交易之品調出シ候儀難成難儀仕候間、責て古來之銀高程被差免被下候得かしと奉存候、以前ハ一千貫目或ハ二千七、八百貫目、或ハ二千五、六百貫目程宛差渡シ、年ニより不同御座候、並シ候ハ、二千六、七百貫目程宛ニも當り可申哉と奉存候、只今ハ千四百貫目程ニテ御座候得ハ、以前とハ大分之違ニ罷成、兎角身躰相続難仕候間、兩様之内何レノ道ニ成共公裁を奉仰度候、併今程ハ金山・銀山共ニ以前之通ニ出兼候由ニ御座候得ハ、本朝至宝之銀銀を如已前被差免被下候儀、落着日本之大弊と罷成、殊対州永久之武備ニも難成候間、何とそ領地之願被聞召分被下候ハ、本望ニ可奉存候、右兩様之内難被仰付儀ニ御座候ハ、數代朝鮮之押蒙仰、殊信使召連之節ハ御奉公と申ながら、対馬守身上不相應之物入等仕事ニ御座候間、何とそ御役料と被思召上、拾万石之格程之人数平生共ニ嗜置候軍糧成とも被仰付被

下候得かしと奉存候、自分之儀右之通ニ願上候儀
万々恐多奉存候得共、藩屏兵馬之備ハ対馬守一分之事ニテ無之、公義ニ相願候保國之至要ニテ御座候故、何とそ只今迄仕来り候武備永々迄相続仕、御奉公之筋目相立候様ニと奉存、¹⁰無遠慮新領等之儀迄申上候、聊対馬守一分之榮耀を存候て申上儀ニ無御座候間、此段宜被聞召置可被下候、折を以御役人様方迄可申上候、以上、

【史料五】「日本朝鮮和好再興之次第」（長崎県立対馬歴

史民俗資料館所蔵）

（表紙）

宝永八辛卯正月平田直右衛門江戸表

御使者被仰付候節持越候帳面之扣

二冊之内

但一通ハ 御前へ鈴木政右衛門御取次ニて
差上之

日本朝鮮和好再興之次第

一、日本朝鮮御隣好之儀、文錄^(ママ)元壬辰年朝鮮御陣已後中
絶仕居候處、慶長四己亥年当対馬守高祖父対馬守義智
従

義智右之返簡を得、弥和睦之為慶長六年、井手弥六左
衛門を使者として壬辰之據レ対州ニ有之候を送り還シ
候處、於釜山浦知司訛院事朴大根と申官人罷出接待仕、
和好之儀致問答弥六左衛門も罷帰候、其後義智 公儀
え申上、諸国へ據レ來居候朝鮮人數百人を段々送還候
處、慶長七年之春朝鮮より講和之使者として全繼信・
孫文或兩人対州え参り、義智え対面仕和睦之實否を伺
申候、従是前朝鮮王之一族金光と申官人、薩州ニ被捕
居候を申請、朝鮮え送還候刻、於対州僧玄蘿長老筆談
を以金光ニ申含候ハ、従

公儀和睦之儀を被 仰掛候得共、未相整事及延引ハ義
智共ニ不首尾ニ候、貴殿久敷日本ニ被居候て、當 御
書弥無事相整候様ニ可入精之旨被仰付候、依之慶長四
年初度ニは梯七太夫と申者、一度目ニハ吉副左近、同

代ニ成リ御静謐之趣、御仕置之次第勢イ能被存候間、
被致帰國候ハ、念比ニ被告候様ニ申含、全繼信・孫
文或同前ニ金光を送リ還し候、此時日本之海賊朝鮮之
唐浦え渡り竊ニ漁民を捕來り候、此惡事ニよつて開城
府之押ニ參居候大明之李總兵など和睦之望を誠と不仕
候、其上加藤主計殿壬辰之亂ニ被捕居たる朝鮮人を被
送還候とて、其家臣より相添遣候書簡甚不敬ニ候付朝
鮮人致腹立、彼是ニ付和好難極延引仕候、其後慶長九
年七月日本之様子弥為可承届、朝鮮より孫文或・松雲
大師を差渡候付、義智両使を対州え留置、其旨家臣柳
川權之助を以御案内申上候之處、急キ両使を召列京都
え罷登相待候様ニと之

上意ニ付、義智事玄蘓長老・柳川權之助を召列、両使
を相伴ひ上京仕候、此時日本之海賊船朝鮮之卵嶋・斜
藪嶋其外之諸島え渡り其所々を侵シ候に付、彼國又々
不審ニ存和好之儀を誠と不仕之由ニ御座候、慶長十年

二月

權現様 台徳院様被遊御上洛御参内之後、朝鮮之両使
を於伏見 御目見被仰付 権現様より本多佐渡守殿・
承兌長老を為 上使義智を以両使ニ被仰含候は、好を
通し交を結ハ両国之益也、互ニ中比之恨を忘て長ク隣

交を可被結と之御事ニて和交之儀具ニ被仰掛候處、両
使謹て御請申上安堵仕候、又義智ニ被仰付候ハ、其方
儀弥両國之通交を掌り可為日本藩屏、自今以後毎年不
及参勤、三年ニ一度宛参勤可仕と之 上意ニて、為御
加増肥前基肄郡之内ニて貳千八百石余被成下候、是ハ
義智領分基肄郡之内ニ余り地貳千八百石之所有之を拝
領被仰付候、其後御暇被下之両使を召列対州え罷下朝
鮮え送還申候、然共和睦之返□□不仕無心元存候處ニ、
翌十一年七月漸礼曹參議成以文より返簡を以申越候、
返簡別紙ニ有之、

義智右之返簡を以御案内申上候処、又從 権現様御書
簡を朝鮮え被遣、弥御通交を御乞被遊候付、彼國得と
致得心通交相整候、依之慶長十二年朝鮮王通交之為信
使通政太夫呂祐吉・通訓太夫慶邇・通訓太夫丁好寛、
相從フ人数四百六十九人対州え差越候付、義智則信使
を伴ひ参府仕候處、依御指図同年閏四月三使先於 江
府城

台徳君様え 御目見仕、其後於

駿府城 権現様え拝礼仕、首尾好御暇被下之、同年六
月義智三使を朝鮮え送還申候、右信使之節礼曹參判よ
り御老中様方え書簡を送り、朝鮮之據レ日本え残居候

を申請候、其後慶長十四年朝鮮え使者を渡シ、対馬守

自分之歳條船并交易等之道如旧式申定メ、唯今迄無異儀其通りニ仕来り候、

已上

第四章 白石・芳洲論争の行方

1、「土地」の意味

「芳洲理論」とは、交易銀請願に代えて、經濟的損失分を石高によつて保証してもらい、軍役をはじめとする対馬藩の諸役を果たそうというものである。これは芳洲が、幕府への請願を契機に、対馬藩の財政構造を、中世いらいの貿易主体型から、物成を基本に据えた領主經濟型へ移行させようとしていたことを意味する。これまで対馬藩財政に対する芳洲の意見は、「陶山鈍翁の自給自足論に比して、朝鮮貿易と自足經濟の併用論を主張し、財政再建には貿易以外にない」⁽¹⁾と、むしろ貿易偏重の傾向にあつたかのように理解されてきた。しかしこれは、対馬藩お抱え儒者としての立場で藩の実情を考慮し、そこに自身の理念を擦り合わせた結果の意見であつて、「芳洲理論」を正確に理解するならば、その真の理想とするところは、やはり物成を基本に据えた領主經濟型に

あつたと考えるべきではないだろうか。

貿易収入に頼り切つた藩財政に対し、芳洲がいかに鋭い批判を投げかけていたかは、たとえば白石・芳洲論争から二十年たつた享保二十年(一七三五)、藩主宗義如へ提出した『治要管見』⁽²⁾のなかの貿易と土地に関するつぎの言葉からも明らかである。

(儲蓄の項)

：御国之義ハ朝鮮ニ事有候か、又唐日本に事有候ヘハ、即時に貿易之路絶候故、御国程危き國ハ無之候と、思慮在者ハ必申事ニ候得共、上を憚り誰れ可申上様も無御座候、

(班禄の項)

：他方之御大名ハ財用土地より出、歳之豊凶ありても、或ハ拾年或は拾五年をならし候へは、財用之高知れ易く候得共、御国ハ貿易之浮利を御嗜被成候故、財用之高をならし候事甚々難知事ニ候、(中略)惣体土地は慥成物、貿易は浮物に御座候て、其利多く候時は、いつも斯有事之様に存し、奢之心をいたき、又利少キ時ハ、俄ニ自然と鄙劣不義之心を生し候者ニ候ゆヘ、貿易之浮利を以御国を立られし事は、氣毒成御事に候得共、今更可被成様もなき事ニ候、

対馬藩が頼みとする貿易は、中国・朝鮮・日本のいずれかに異変あれば、忽ち途絶する運命にある極めて不安定な基盤の上に営まれてゐる。貿易収入はあくまでも「浮利」であつて、藩経済の安定につながらないのみならず、その増減が人心をも左右するとしている。芳洲にいわせれば、「土地は慥成物」「貿易は浮物」であり、その理想とするところは「他方之御大名」のように、「土地より出」る領主經濟型であつたことが分かる。しかしその方で芳洲は、「氣毒成御事に候得共、今更可被成様もなき事ニ候」とも述べており、対馬藩財政が今更、急に完全な領主經濟に移行するだろうとは考えてもいなかつた。

理想と現実の違いは致し方ないとしても、芳洲が常に藩当局に不満を抱いていることは、いつの時代にもこうした当然のことを行つて、「上を憚り誰れ可申上様も無御座候」といつた姿勢であり、藩政を大局的見地から動かそうしないことにあつた。

白石によつて投げかけられた交易銀問題は、そうした対馬藩当局の意識改革を促す絶好の機会であつた。しかしながら白石・芳洲論争の時期においても、家老達は「芳洲理論」に内包される「土地」の意味を、芳洲とは異なつた捉えかたをしていた。そのころ「芳洲理論」に

対する藩側の認識は、芳洲の江戸行きの直前、国元家老から直右衛門へ宛てた正徳四年九月五日付の書状⁽³⁾によつて知ることができる。まずこの時点、対馬藩が「芳洲理論」を採択するにあたり、

道理を以見候ても、土地ハ日本国内不動之物ニ御座候ヘハ、銀貨渡すたり之道を禁しられ、土地附属被成候て外国藩屏を被立候義ハ、至極御尤成道筋ニ御座候、

とあり、芳洲の意見にしたがつて、交易銀よりも「不動の土地」をもつて軍役を果したいとする趣旨だけは理解し、賛同した上で請願に臨んだことが分かる。

しかしさりとて現実的には、銀の輸出にまだ多くの未練を残していたのも事実である。

人参之儀人命を救候良薬ニテ、朝鮮人参之義ハ藥性も違候段医者も申候て、既ニ往古銀迄被指免候程之重キ品ニ御座候処、只今迄渡し來候銀貨土地ニ御振替被下、一切御停止被成候てハ人参相調候事相止ミ、其段如何敷被思召上候ハヽ、上之御用又ハ御歴々之御病用ニ罷成候程、銀貨之數を御限り被成調出候様可被仰付候哉、左候は御奉公之筋も可罷成候、藥用に優れた朝鮮人参が一切輸入できなくなれば、お上

への御奉公に差し支えるだらうから、その分だけの銀貨を願つては、というのが表向きの理屈である。加えて近ごろは、人参貿易は利益が無いと弁明しているため、人参代の代わりに土地を願えば、それだけ少ないものになる恐れがあらう、とも述べている。

人参之義ハ御利益無之段、兼々被仰上置候故、人参代を引分、相残候銀數ニ応し土地被成下候ヘハ相済候など、被思召候てハ甚以致違却候故、左様ニ參不申ためニ兼々不被仰上置候て不叶事と存候間、能々勘弁いたし可被申候、

ところでここで注意すべきことは、藩が述べる「土地」とは、先に白石への内示においても触れたように、一貫して対馬本領以外の、飛地領を意味していた点である。⁽⁴⁾

九州筋ニテ御国手寄能公領之義、六郎右衛門えも相尋候処、筑前怡土郡壹万石、肥前国公領相添都合式万四千石有之由承候得共、御前帳前ニ候哉、内儉ニ候哉分明ニ六郎右衛門も覚へ不申候、天草も武万石有之由申候、豊後之内比田と申所、以前松平大和守様上リ地之由ニテ五万石之場所と申候、右三ヶ所之義荒増及承候得共、委細ニ無之候間、於其御地西国筋御代官え手寄を以御内々御聞合候は可相知候、余

は雨森東五郎え申合候、

これによれば、藩では瀧六郎右衛門の意見にしたがつて、加増地として適当な候補地をいくつか物色していくことが分かる。挙げられた候補地は、筑前国怡土郡に肥前国公領を添える案、さらに天草、豊後の内比田など、後年、現実に対馬藩領になる筑前国怡土郡・肥前国松浦郡などが含まれている（後出【表】参照）あたりに、「芳洲理論」のその後の役割が示唆されている。

このように藩当局の理解する「土地」が飛地領であったのに対し、芳洲は対馬本領が含まれることを初めから明言していた。そのため「芳洲理論」をもつて請願を行なうからには、幕府側からお役御免や国替論争を持ち出される恐れがあり、これを見越して対応することが肝要だと説いた。

御交易銀被減候てハ武備も相衰、藩屏之要害御持届ケ難被成候付、其併ニ被成被置候てハ不忠之筋ニ罷成、異國之屏誠ニ成候てハ御役をも御断被仰上、武備可慥衆え被仰付候と畢竟被仰上候程之強キ御底意ニテ無御座候てハ、此節御願之義被仰出候共、事之成否御見届被成候程ニテ至り申間敷と之（芳洲の）御存念、御尤之至に候、夫程ニ厚く御はまり不被成

候ては難叶御事と奉存候、

要約すると、芳洲は、

交易銀減少により武備が衰えれば、「藩屏之要害」を持ちこたえられず不忠の筋となろう。それならば「御役をも御断被仰上」、いつそのこと武備の堅い慥かな衆（大名）へお役を仰せ付けて欲しい（と幕府へ請願すべきである）。結局これほどの「強キ御底意」がなければ、この種の請願を出しても成否は保証できまい。

と述べている。右の文言は裏を返せば、芳洲の考える対馬藩宗氏の強み、すなわち朝鮮関係の「御役」は長年携わってきた対馬藩でなければ勤まらないこと、したがつてお役御免や国替などは出来る筈はないという自信の程を表わしている。それを見越して土地問題を切り出すということは、芳洲がこの一件で白石や幕府を相手に、戦術としての一種の「脅し」を仕掛けようとしていたことになる。ともあれこれらのやり取りからみても、「芳洲理論」に内包される「土地」の意味するところは明瞭であろう。

だが藩としては、「御尤之至に候、夫程ニ厚く御はまり不被成候ては難叶御事と奉存候」と一応芳洲の意見に

理解を示すものの、やはり国替論争までは範疇に入れたくない考えであつた。

君臣之間ニは、事之筋ニより官禄を辞退いたし候義常之事ニ御座候得共、御大名之御处置ハ尋常之奉公人ニハ違可申候、殊ニ此方様ニは従 御当家御拝領之地ニても無之、數十代御持來之御領地を御取離し被成、他へも御所替等之義被仰上候ては、上下之難義言語難尽候、

右の家老の言葉に、「此方様ニは従 御当家御拝領之地ニても無之」とある。これは、宗氏は徳川將軍家から対馬の地を拝領したのではなく、それ以前からの領主だという意識からくるもので、対馬流の領主觀といえよう。また他領への「御所替等」⁽⁵⁾は、家臣団や領民にとつて「難義言語難尽」ともある。江戸へ赴く芳洲へ、議論がましいことを避けるように、また直右衛門へ芳洲の言動を見張るよう指示したのも、こうした藩当局の思惑によるものであろう。

当然のことながら、芳洲としても真に宗氏のお役御免や国替を望んでいるわけではなかつた。「芳洲書付」（前出【史料二】波線②）に、

何とそ四百六七十年以来令相続候州中之人民安堵い

たし候様ニ御心を被用被下候様ニ可申達候、⁽⁶⁾とあり、「四百六七十年以来」の「州中之人民安堵」を願つてゐるとしている。しかし一般的な近世社会の通念からみれば、大名の「土地」は徳川將軍からの成し下され物であり、幕府を相手に石高論争を提起する以上、その根幹から議論を投げ返されても致し方あるまい、したがつてそれを持ち出された時の覚悟が必要であろう、というのが芳洲の論法であつた。

はたして芳洲の「読み」が正しかつたことは、白石・芳洲論争の場で証明される。初回、そして二回目の対面でも、白石がお役御免・国替の覚悟はできているのかと問い合わせてきたのである（第二章参照）。芳洲は、理論上、それが実行不可能であることを承知していたものの、藩としてはこれ以上国替論争に入ること自体、容認しがたいことであつた。帰国したいと願う芳洲は、さらに江戸に留められ、この事後処理に当たらねばならず、やがてこうした背景のなかから『隣好始末物語』が提出されることになる。

井白石の両名へ提出された雨森芳洲著『隣好始末物語』は、これまでに明らかになつた執筆動機を要約すると、一、朝鮮通交の詳細を知りたいとする老中の要望に応えるため、

二、「芳洲理論」による請願を有利に導くため、の二つがあげられる（第二章・第三章参照）。一では、日朝通交に果たした対馬宗氏の重要な役割を理解してもらうことを主眼としており、二では白石との二回にわたる対面をふまえ、この請願運動に対する芳洲の最終弁論が展開されている。したがつて『隣好始末物語』は、單なる歴史書ではなく、これら二つの要素を随所に巧みに折りこみながら執筆された、幕府交渉用の書であつたといえる。

現在『隣好始末物語』の原本は伝わらないが、各所に残る写本や解釈本『隣好始末物語句解』をみると、文永十一年（一二七四）の元寇から筆を起こし、明暦元年（一六五五）通信使来日に至るまでの三八〇年間におよぶ、日朝間の歴史的叙述を縦軸に出来上がつてゐる。このうち文禄元年（一五九二）文禄の役勃発から慶長十四年（一六〇九）己酉約条の締結までの記事が、正徳元年（一七一二）江戸へ持ちこまれた「日本朝鮮和好再興之次

2、『隣好始末物語』の役割

正徳五年（一七一五）四月十六日、老中土屋政直と新

「第」を土台にしていることは、第三章で明らかにした通りである。しかしながら『隣好始末物語』は、「日本朝鮮和好再興之次第」の焼き直しではなく、表題も一変した新たな芳洲の著作と見なされる。対象とする時代の幅もさることながら、芳洲自身の視点がとらえた対馬宗氏の役割、白石・芳洲論争をふまえた幕府への提言など、それらを歴史のなかに投影しながら流暢な文体で説き明かした名著といえる。

「日本朝鮮和好再興之次第」と同様、『隣好始末物語』には朝鮮からの公文書が提示されているが、以前の書契二通のうち一通は要点のみを記すにとどめ、代わりに国書を二通ほど追加し、それも別紙ではなく本文に挿入する形をとっている。これら公文書掲載について、芳洲は『隣交始末物語假名附之本ニ相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書付之写』（韓国・国史編纂委員会所蔵）の後半部分で、つぎのように述べている。

一、隣交始末物語と題号有之候上ハ、古来之事一々精敷書述不申候ては不叶事ニ御座候へ共、御国義智様以来之儀は分明ニ 公義ニ被仰上、御不審など有之候てハ、御返答難被成事如何なども有之候ニ付、少ニても御不審かゝり可申哉と存候義候、随分省之候

故、長々と記し有之候へとも、正味は何事も無之事ニて、こばしちらかし（氣取つた）候文章のつやばかりを以、二十五、六枚の書物ニハ成申候、もしもひらかな同前ニ書述候てハ、二、三枚ニても相済、却てあさはかに相聞へ可申哉と奉存候、朝鮮より之來翰を書述しも、別て書載可仕事無之候故、公義ニも相知レ居、指て支ニ不罷成候來翰を書載仕候事ニ御座候、惣躰ケ様之書物ハいか、しきたとへ事ニ奉存候得共、法者山伏之何事ともしれす念誦仕候へハ難有相聞へ候へとも、一々其文句之訳聞申候へハ、ぢやけら（邪氣乱ニとるに足らない）に存候同前ニ御座候故、此通りニ被成被置度御事奉存候、右の史料の傍線部分だけを要約すると、

『隣好始末物語』と題したからには、古来のこと精細に述べる必要があろう。義智時代以来のことは分明に公義へ伝えられており、不審をもたれて返答できなければ（かえつて）良くないので、少しでも問題になりそだと思われることは随分省略することにした。（中略）朝鮮からの來翰を書き入れたのは、とりたてて載せることも無いので、公義に（すでに）知れていて、差し支えない來翰を掲載してお

いた、

となる。

かくして『隣好始末物語』には、対馬藩でなければ明らかにすることのできない朝鮮の「来翰」四通が挿入されることになった。ここで芳洲が「指て支ニ不罷成候」と判断し、全文を収録した来翰とは、慶長五年（一六〇〇）の書契（彼國邊將よりの返翰）、および慶長十二年（一六〇七）・元和三年（一六一七）・寛永元年（一六二四）に通信使がもたらした徳川將軍への国書三通である。いずれも近世初頭の多事多難な時期、対馬宗氏の果たした重要な役割を証明する史料として掲載されたものだが、このうち慶長十二年の国書は、前年に家康国書を朝鮮にもたらしたという文脈に続き、改ざんされる以前の「復書」の方が掲載されている点が興味深い。⁽⁸⁾

『隣好始末物語』には、こうした貴重な史料が収められている反面、「芳洲理論」による請願が、すでに宗義智時代から存在していたかのように装う工作が施されている。この点についても、『隣交始末物語假名附之本二相添江戸表へ被差越候雨森東五郎存寄書付之写』につきのように述べられている。

一、已二百年ニ餘り交易を以諸事相済被來候所ニ、交

易ニテハ武備不堅固と今更心附被成候様ニ有之候ては、甚以如何敷相聞ヘ、其上土地御願と申事もあとさきなく、与風精被仰出意味有之候、虚実ハ不慥候へとも、幸と

大猷院様御代唐津可被成下被思召たると申咄も有之候付、右交易ニテハ武備不相済と申訳は、義智様御代より御心附有之候事ニテ、

大猷院様御代ニハ 上よりも土地可被成下との思召有之候と申義、公義へ相達し候ハ、御願之助と成り宜可有之候、乍去御願書之内ニ其趣書載有之候てハ、却て如何敷相聞へ候事も可有之候ニ付、別て隣交始末物語と號し、

神功皇后三韓征伐を始近代之事ニいたる迄、対州は武備肝要ニ候と申事相知レ候様ニ相應ニ書述、其内ニ右之事をも何となく書入、御願書ニ相添へ被指上候ハ、宜有之候と申事ニテ右之物語出来仕、

右の傍線の「虚実ハ不慥候へとも……」に続く文章に、交易で武備を整えられないことはすでに義智代から氣付いていたとする、また虚実は不明だが、家光時代に肥前唐津領の増加がもたらすことを根拠に、土地の問題はかなり以前から存在していたことにする、とある。⁽⁹⁾ 対馬藩

が近世初期から土地・交易・武備の問題を深刻に考えてきたとすれば、「芳洲理論」による請願は、以前からの悲願であつたという形に置き換えられることになり、おそらく芳洲自身もそうした効果を期待していたと理解される。

ただし「芳洲理論」を歴史のなかに埋め込むことは、『隣好始末物語』が初めてではない。白石との初回の対面の日に提出された「芳洲書付」（前出【史料二】、傍線①）に、つぎのようにある。

異国へ指渡候義も日本のため永々不宜事と申、殊銀貨交易之力を以軍用を辨し候事、畢竟不埒成事ニ候故、曾祖父（宗義智）代別て其心付強ク、何とそ銀貨之交易を差上、相当之土地所務被仰付被下候様ニとの望深有之候て、大猷院様（家光）御代既其御沙汰ニも及たる由ニ候得共、折節御他界被遊候て其義相止たると申伝事ニ候、

『隣好始末物語』が単なる歴史書ではなく、白石・芳洲論争を経たうえで、幕府交渉を有利に導くための書であることが、このようなどころからも確認できる。

『隣好始末物語』の真価は、歴史的叙述もさることながら、芳洲が対馬藩の側にたつて雄弁に物語る部分のほ

うに発揮されている感がある。ここで芳洲が意図したことは、白石が取りあげた「藩屏論争」への反論であり、かつまた宗氏の国替・お役御免という危機からの回避であった。このうち白石への反論とは、初回の対面の後、白石が「五畿七道の中、一城をも鎮せられ候衆は、いつも國家の藩屏たらざるは無之」（第二章参照）と、対馬のみが藩屏の地ではないと意見を述べてきたことに対する芳洲の反応である。すなわち『隣好始末物語』の前半に、元寇の時、主として高麗軍により対馬島が侵略されたという叙述に続き、つぎのような文言がある。

大凡日本の内ニテ外国に接する国、西方ニテハ薩州・長崎・対州、東方ニテハ松前なり、琉球ハ薩州の属國、蝦夷ハ辺僻の小醜、長崎へ来れる唐人ハ商売之輩のミなれば、何レも深く恐るゝに足らざるの地ニ非ズや、ひとり朝鮮に至りてハ日本抗衡する之国なるを以、対州の武備嚴重ならずんバ、いかんぞ折衝千里に功あらんや、依之対州武備之強弱ハ外国見聞の輕重ニカヽリ、外国見聞の輕重は日本国中の安否に預かれり、王代の時対州ニハ別して重兵を置キ、官属を備へ藩屏第一の要地といへる、誠に其故あるニや、

日本の歴史上、唯一外敵に侵入された経験のある対馬の地は、国内の諸侯はもちろんのこと、当時外国に接する長崎・薩摩・松前などとも別格に考える必要がある。いわゆる「藩屏論争」とは、この観点から論じてしかるべきである、というのが芳洲の主張である。

そのいっぽうで、芳洲はこの請願によつて宗氏が不利な状況に陥らないよう、細心の注意を払うことも忘れないかった。正徳五年（一七一五）二月、国元家老が直右衛門へ宛てた書状¹⁰⁾に、白石から投げかけられた国替・お役御免への質問に対し、二回目の対面の時の芳洲の答えが記されている。

筑後守様より東五郎方え被遣候御返答之内ニ、（中略）御願叶不申候刻御役を被辞候哉、御国替を御願被成候かの所も御了簡被成置候て、被仰上可然と之思召かの様ニ被存候旨、一通りハ左様ニも可有御座義ニ候得共、東五郎筑州様へ御挨拶申候通、四百余年御相続之御領地ニて、譜代相伝之御家人共ニ候故、御国替等之義被仰上候段、御忍ひ難被成更候、其上先達て申進候通交易料半減ニも成候は御本意ニは無御座候得共、外ニ可被成様も無之候故、壁ハ武百騎之騎馬を百騎ニ被減、千挺之弓鉄砲を五百挺ニ被減、

これによれば、芳洲は四〇〇年来相続してきた対馬の地を国替されることは忍び難いこと、また交易銀を半減されることも本意ではなく、武備を減らすもままならないと、対馬藩の窮状をひたすら訴えている。内容は、前出した「芳洲書付」よりも具体的であり、国替論争の回避を白石の懇情にすがる形で計つていたことが分かる。

『隣好始末物語』の中程と後半に入れられたつぎの文言は、こうした二回にわたる白石との対面を経て、芳洲なりに提示した最終弁論であると理解できる。

凡日本國中大小の侯伯、何レか領地の広狭ニより武備の輕重なからんや、ひとり対馬の一州は土地狭く米穀すくなれば、一州の命脈偏ニ交易のよりあしニかゝり、武備をとゝのへ忠勤を励す事ハ何レか交易より出ざらん、然は

東照大君より許させ玉ふ対州の交易ハ、偏ニ領地を被成下たるに同しからずや、（中略）つらつら接するに、対州ハ日本藩屏の地ニ住すとい

へ共、米穀甚少キ西土ニテ、土産の穀物を以てハ州中人民の食用もなく、基肄・養父の賦税を加といへ共、兵馬を備へ武備を設くべき様無之、故 東照大君の御時より朝鮮と之交易を被差免、其所務を以對州基肄・養父両所領の不足を補ひし、然りといへ共武備ハ兵馬を主とし、兵馬ハ土地より生すれば、土地なくして武備相調ふべき様無之、交易ハ日本朝鮮和好相続の時ハ交易ハ相続すべけれ共、隣好断絶の時か又ハ漢土朝鮮より兵禍起りたる時は、交易も自然に断絶すべければ、縱令日比大勢の人数有り共交易の余利を以備置たる人数ハ當用の益ニ立ざる道理ニあらずや、

ここで芳洲は、これまで主張してきた「四百余年御相続

之御領地」という言い方を止め、「東照大君」を全面に

3、交渉の成果と「芳洲理論」の活用

土地・交易の形は、すべて神君家康公の指示によるものであるとし、とりわけ交易にいたつては「偏に領地を被成下たるに同しからずや」と、日朝貿易独占の正当性をなれば誇らしげに弁じている。

しかしその交易とても、「日本朝鮮和好相続の時ハ交易ハ相続すべけれ共、隣好断絶の時か又ハ漢土朝鮮より

兵禍起りたる時は、交易も自然に断絶すべけれ」と、後の『治要管見』にみられる論法を用いたうえで、「土地なくして武備相調ふべき様無之」と説く。ここにいう「土地」の意味は、曖昧模糊とした表現だが、交易は「対州基肄・養父両所領の不足を補」うためのものであるとして、あくまでも対馬本領への増分を願うことを暗示している。このほか「東照大君」、あるいはその「上命」という言葉は、『隣好始末物語』の全体にわたつて二十箇所近く登場し、芳洲の現実社会を見据えた認識がそこに反映されている。かくして『隣好始末物語』は、白石・芳洲論争のひとつつの帰結点であると同時に、以後の対馬藩にとって、幕府交渉のための指南書的役割として永く生き続けることになる。

と同様、宝永四ツ宝銀との無歩引替を申し渡された。⁽¹¹⁾ すなわち輸出銀の種類が往古銀から新銀に代わつただけで、問題とされた輸出額も含めて、当面のところ対馬からの銀輸出はやむなしとの結論が出されたものである。

これと対称的なのが、薩摩藩からの銀輸出高である。幕府は正徳六年（一七一六、六月に享保と改元）閏二月、琉球貿易の銀輸出高を進貢年六〇八貫目（從來八〇四貫目）、接貢年三〇二貫目（從來四〇一貫目）、一年平均にすると四五三貫目（從來六〇三貫目）と、全体的にみて二十五%の減額を言い渡した。しかもこの薩摩藩への令達によると二カ月前の一月十四日、対馬藩へ正徳五年度分の銀輸りにわたつて銀の大量流出を続けていたことになる。

吉宗時代の二十年間、このような大量の銀流出が容認されたのは、新政権発足直後から、江戸家老による猛烈な老中交渉を、——それも巧みに「芳洲理論」を折り込みながら——展開したからである。たとえば交易銀の無歩引替に関する交渉にあたり、平田直右衛門は享保元年（一七一六）十二月六日、かねてから馴染みの老中土屋政直宅において、勘定奉行の水野守美（伯耆守）とその用人の井口惣左衛門、勘定吟味役の杉岡弥太郎らを前に、請願の趣旨をつぎのように説明している。

その後、時代は八代將軍吉宗の就任、白石の政界からの退場へと動くが、日朝交易銀の額は従前通り、また数年間は悪鑄銀貨と通用銀（享保銀、純度八十%）の無歩引替までが幕府によつて認められていた。享保三年（一七一八）新金銀通用法の発令によつて、以後の交易銀は対馬

藩が自力で調達することを余儀なくされたものの、銀の対価として輸入される中国産白糸や朝鮮人參の利益が大きいことから、対馬藩は上方商人などから借銀を重ねて銀輸出を続けていた。記録によると、享保期の二十年間、朝鮮へ運ばれた銀は年間一〇〇〇貫目内外であつたことが判明している。結局、白石・芳洲論争後も、対馬藩は長期にわたつて銀の大量流出を続けていたことになる。

伯耆守様、弥太郎様、惣左衛門様御同席ニ候故、銀引替之御願之趣、くり越ニ罷成候訣、銅廿万斤願候訣、權現様御代より商売御免ニテ祿同前ニ被仰付置候故、其助を以家中をも撫育いたし、藩屏之武備をも整候と申事、寛永十四年朝鮮え銅御免之事、

同十六年かれうた船渡海御停止ニ付、商売広ク仕候
様ニ被仰付候事、御引替銀被仰付候は諸人之為ニテ、
此方御徳用ニハ不罷成候願……（中略）

御老中様各様ニハ此訳能御存被成候得共、若御存無
の方ハ対馬守得御高恩申候様ニ被思召候てハ心外ニ
奉存候（下略）

ここにいう「かれうた船渡海」とは、寛永十六年（一
六三九）ポルトガル船來航禁止令に伴い、輸入品の減退
を憂慮した幕府が、朝鮮貿易の拡大要請を行つたことを
指している。⁽¹⁵⁾ 数少ない外国商品の供給口⁽¹⁶⁾ 朝鮮貿易の果
たした重要な役割を、幕府首脳に喚起させるための対馬
藩の請願理論とされていた。ここでは、かりに「南蛮理
論」と称しておこう。また「諸人之為」とは、朝鮮人参
は人命を救う薬で、その確保のためには銀の輸出もやむ
なしとの主張で、ここではかりに「銀と人参の理論」と
しておく。両理論とも、荻原重秀との交渉の時代ごろか
ら、頻繁に請願書に登場してくる。⁽¹⁷⁾ 右の史料によれば、
このときの交渉に、いわゆる「南蛮理論」や「銀と人参
の理論」に加えて、交易は「祿同前」、あるいは「藩屏
之武備」などといった「芳洲理論」の骨子が、さりげな
く盛り込まれている。銀への執着を捨て、土地を願うこ

とを目的に構築された「芳洲理論」は、皮肉にも、交易
銀獲得の論法として早くも享保元年時点から活用され始
めることになる。

「芳洲理論」は、時代が下るにしたがつて頻繁に活用
されるようになり、かつて常套手段とされていた「南蛮
理論」や「銀と人参の理論」が影をひそめ、請願理論の
中核を占めるようになる。先述した『隣好始末物語』の
解説書『隣好始末物語句解』が、芳洲の意見書とともに
江戸へ送られたのは享保十六年（一七三二）のことであ
る（第二章参照）。そのころ藩では、拝借金一万両の獲得
運動が計画されていた（享保十九年許可）。対馬藩存続の
正当性を高らかにうたいあげたこの書は、老中など決定
権を握る者の賛同を得るために、江戸で幕府交渉に当た
る者が充分に理解しておく必要があつたためだろう。

「芳洲理論」及び『隣好始末物語』の頻繁な活用は、
換言すれば藩の苦難の時代の到来を象徴している。ひと
つには將軍吉宗自らが、朝鮮人参の国産化に取り組み、
銀の流出防止に乗り出したことも起因している。この吉
宗の構想は、早くも享保三年（一七一八）の朝鮮產物調
査や同六年（一七二二）の朝鮮藥材調査の命令といつた
行動によつて現実化し、長期的かつまた国家的規模によ

る輸入代替化政策が、しだいに対馬藩の貿易經營を行きづまらせていくことになる。⁽¹⁹⁾ やがて元文元年（一七三六）に行われた貨幣改鑄を契機に、通用銀（元文銀、純度四十六%）と「（元文期）人参代往古銀」（純度八十%）との無歩引替停止が通達され、調達難からやがては朝鮮への銀輸出途絶へと時代が変わつていく。⁽²⁰⁾

朝鮮貿易の不振が続くなか、藩財政維持のため対馬藩がとつた手段は、幕府から事あるごとに資金援助を仰ぐことであつた。対馬藩が幕府から得た下賜金や拝借金（銀・米を含む）は、元禄十四年（一七〇一）「人参仕込用」金三万両（拝借）に始まり、加速度的に増大して幕末まで四十回以上におよぶ。このうち「拝借」とは、指定された年限内で返済する義務があつたが、現実にはほとんど無期限で、しかも完済されない場合が多く、実態は「下賜」に近い状態にある。文久二年（一八六二）までの一六〇年間にわたる下賜・拝借を総計すると、下賜金が二八万四〇〇〇両、拝借金が四一万三〇〇〇両、拝借銀が一二〇〇貫目（金で二万両）、拝借米が三万石と、実に莫大な額になる。⁽²¹⁾

さらに注目すべきは、この下賜・拝借とは別個に、対馬藩は「年々御手当」「永続御手当」などといわれる長

期的な財政援助を受けていた。つぎの【表】は、それらの許可年代と期間、内容を示したものである。支給内容は金・銀・米以外に、正徳元年（一七一二）と文化十四年（一八一七）にみられるように、時には飛地領の加増までが対象とされている。したがつて下賜・拝借のような臨時支給ではなく、恒常的な収入を藩に約束した、「所領同然」のごとき手当を意味していた。これらは、正徳元年分を除いて、対馬藩が「御大願」「御至願」「御本願」などと名づけ、時の江戸家老が中心になつて必死の運動を幕府に展開した結果である。このうち安永五年（一七七六）「永続御手当金」一万二千両の支給は、架空の「私貿易断絶」を捏造して、老中田沼意次の許可をとりつけたもので、手当支給は幕末まで途絶えることなく継続されることになる。請願運動に当たつた江戸家老杉村直記は、藩主から対馬豆酸郡の半村を成し下され、代々筆頭家老の地位を約束されたほどで、幕府交渉に藩が総力を挙げて取り組んでいたことを窺わせる。⁽²²⁾

このように、下賜・拝借・年々手当のいずれにせよ、いかに大きな成果を幕府から引き出せるかは、ひとえに江戸家老の交渉手腕にかかるつていた。そこにはいつしか対幕府用の請願秘策が練り上げられていき、根底に「芳

【表】対馬藩「年々手当」拝領の内容

拝領年代	年々手当	摘要
正徳元年(1711)	飛地領1,565石 ⁽¹⁾	通信使来日・「芳洲理論」の内示
延享3年(1746)～寛延3年(1750)	金1万両	「御大願運動」
明和7年(1770)～安永4年(1775)	銀300貫(金にして5,000両)	「御至願運動」
安永5年(1776)～文久2年(1862)	金12,000両(永続手当金)	「御本願運動」
文化9年(1812)～文化13年(1816)	金2,500両 ⁽²⁾	易地聘礼の功績・永続手当金の增加
文化14年(1817)	飛地領約2万石 ⁽³⁾	増加手当金2,500両を土地に振替
文久3年(1863)～元治元年(1864)	米3万石(金にして66,900両) ⁽⁴⁾	「朝鮮進出論」 ⁽⁵⁾
慶応元年(1865)	金12,000両	安永期許可額(金12,000両)にもどる

註 (1) 肥前国基肄郡薗部村。詳細は本章、註22参照。

(2) 増加分のため、この期間の手当金は年間14,000両となる。

(3) 内訳は肥前国松浦郡(9,117石)・筑前国怡土郡(6,760石)・下野国安蘇郡(2,079石)・同国都賀郡(2,122石)。

(4) 江戸米価一石=金2.23両で換算(岩橋勝『近世日本物価史の研究』大原新生社、1981年、付表465頁より)。

(5) 本章、註26参照。

「芳洲理論」をちらつかせて対馬藩の役割への理解を求め、土地か、さもなくばそれに代わる資金援助をと、幕府へ迫るのが常になつた。それこそ「貿易上に示された商才は、各種資金の調達方面に發揮せられた」といつても過言ではない。もちろん「芳洲理論」での要求の仕方、解釈などは、いつも同じだつたわけではない。時代の要請に応じて、あるいは交渉する相手によって、いかようにも「芳洲理論」は外形を変え、そこから派生した新たな解釈が生まれ、付帯事項がつけ加えられていった。⁽²⁶⁾ 請願を通すために最もくみ易い幕府側要人を見定め、時の状況を素早く判断し、最大の効果を得るべき交渉用の切り札(理論)を引き出しては執拗に交渉を繰り返す。しかしそこで述べられている本質は常に変わることなく、近世後期の対馬藩の思想形成に大きな影響を与えたながら、「芳洲理論」は藩存続の論法として幕末まで長く生き続けたのである。⁽²⁷⁾

註

- (1) 森山恒夫「対馬藩」(『長崎県史』藩政編、吉川弘文館、一九七三年)一〇一五頁。
- (2) 長崎県下県郡厳原町、醴泉院所蔵本による。

洲文庫本（滋賀県伊香郡高月町雨森、芳洲文庫所蔵）は、一九九二年に読み下し文が芳洲会より刊行されている。

(3) 宗家文書『交易料之銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』（国立国会図書館所蔵）。

(4) 飛地領の候補は、翌年の正徳五年（一七一五）二月になつても検討されている。

基肄・養父御領地を、甲州谷村え御所替之義ニ付、貴殿存寄之通委細被申越候趣承届候、谷村之義富饒之地ニテ御内檢も多候段兼て承及居候付、基肄・養父御領地と御所替被蒙 仰候ハヽ、御所務大分相増御勝手ニハ可宜候、乍然御国之儀米穀乏候段第一之憂ニテ候故、谷村え御所替有之候てハ米穀之取廻し、甚手遠ク差碍可申候、勿論谷村手寄宜所ニテ、米穀を御売払其価を以九州筋ニテ米穀御調被成候道筋有之候故、差問ニ不罷成とも可被申候得共、近年は豊年ニても九州筋穀留有之、自由ニ買取候義不罷成候（宗家文書『交易料之銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』前掲註3、正徳五年二月二十八日付、平田直右衛門宛、国元家老書状）

右によれば、肥前の飛地領、基肄・養父に代わるべき土地として、甲州谷村が検討されている。結果的には、対馬への廻米の都合上ここは放念されたが、この時期においても藩が認識する「土地」とは、飛地領を意味していることが分かる。

(5) 家老の言葉は、近世的な藏米知行と中世的な地方知行

が併存する、対馬藩独自の知行形態を背景にいれて考察する必要がある。そのころ対馬島内では、多数の在郷給人層（郷士）による村落支配が行われ、「百姓」（人）は藩政機構である郡奉行の支配、「土地」は地頭（給人）支配という複雑な機構がとられ、そこから生まれた土地に対する独自の通念が現存していた。対馬藩の知行形態については、伊東多三郎「対馬藩の研究」（歴史学研究一二一二期、一九四二年、後に『近世史の研究』第四冊、吉川弘文館、一九八四年に収録）、森山恒夫「対馬藩」（前掲註1）、高野信治「『給人地主』制論の試み——対馬藩を素材に」（J・F・モリス他編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年）、同「近世知行觀に関する一考察——対馬藩を素材に」（『日本歴史』六〇四号、一九九八年）などに詳しい。

(6) これは、宗氏の対馬支配を寛元四年（一二四六）阿比留征伐に始まるとする通説に依拠している（長節子『中世日朝関係と対馬』吉川弘文館、一九八七年、一〇一—一頁）。

(7) 現在一般に知られている『隣好始末物語』は、芳洲文庫本（前掲註2）の雨森二橋による写本であり、本章の引用文はすべてこれによる。ただしこの写本は、末尾に「此書ハ先年一万両之御金御願之節、雨森芳洲より編集して被差上しを、御願之節被為添被差出候事」とある。芳洲の存命中、一万両の拝借は享保十九年（一七三四）、延享三年（一七四六）、寛延元年（一七四八）の三回行われており、年代は特定できないが、いずれにせよ後年に編

集したものと底本にしていったことが分かる。編集前のは現在伝わらないが、正徳五年（一七一五）四月『隣好始末物語』を白石へ献上するとき、芳洲が「対州ニて從已前認置キ書翰等も有之」と述べていることから（第二章参照）、国書や書契は初めから収録されていたことは間違いない。現在、『隣好始末物語』あるいは『隣好始末物語解』という題で、韓國・国史編纂委員会や国立国会図書館（三二十幅）本、内閣文庫、対馬厳原町公民館などに所蔵されているは、すべて解釈本である『隣好始末物語句解』のほうである。また内閣文庫の『対藩政治問答』下巻に収録される「隣好始末物語」は、歴史的叙述部分を削除し、芳洲の弁論部分を抽出した抄文である。（8）周知のように慶長十二年（一六〇七）の国書は、前に出された家康の偽造国書を隠蔽するため、書き出しの「奉復」の文字を「奉書」へ改め、本文も数カ所にわたつて書き替えが施され、幕府へ提出されたいわくつきのものである（田代和生『書き替えられた国書』中央公論社、一九八三年、三三一～三七頁）。この国書は、享保十年（一七二五）編纂の松浦霞沼『朝鮮通交大紀』（田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』名著出版、一九七八年、一七三一～一七四頁）にも収録されていることから、高橋公明氏から家康国書が先に発給され、それを対馬が改ざんしたのではないかとする新説が出された（『慶長十二年の回答兼刷還使の来日についての一考察——近藤守重説の再検討』『名古屋大学文学部研究論集』XCII・史学三十一、一九八五年）。しかし米谷均氏は、『朝鮮通交大紀』や近

藤守重の『外蕃通書』以外に、芳洲の『隣好始末物語』や白石の『殊号事略』、『通航一覧』『続善隣国宝記』などに収録される札曹参判の書契（本多佐渡守宛）の内容を比較検討した結果、家康国書はもちろんのこと、札曹参判の書契も改ざんされていたとの結論を出された（『近世初期日朝関係における外交文書の偽造と改竄』『早稻田大学大学院文学研究科紀要』第四十一輯・第四分冊、一九九六年）。しかしそれにしても幕府へは隠蔽されてしまうべき筈の改ざん前の国書を、芳洲はなぜ「指て支ニ不罷成候來翰」と見なし、『隣好始末物語』へ挿入して白石や老中へ提出したのだろうか。また改ざん前の国書が提示されていながら、白石ともあろう学者が幕末の近藤守重が抱いたような不審をなぜ抱かなかつたのか。十八世紀初頭における国書の取り扱いや当時の儒学者らの認識などと併せて参考の余地がある。

（9）『隣好始末物語』では、肥前唐津領の加増一件がつぎのような文脈のなかに出てくる（要約）。「伝承であるが、（寛永元年通信使来日のとき）肥前唐津領を加増しようといふ内々の仰があつたが、（幕府）儒者と朝鮮学士との筆談のおり、対馬の人々が朝鮮に渡ったとき歓待に慶尚道三〇〇万石を充てていると学士が答えたため、対馬守は御大身とみなされて加増は沙汰やみになつてしまつた。（中略）悲しいかな。これは倭館供応に慶尚道が当たることを誤解されたためである」

（10）宗家文書『交易料之銀減少之儀被仰出候付て往復之状控』正徳五年二月二十八日付、平田直右衛門宛、樋口佐

左衛門他書状（国立国会図書館所蔵）。

(11)～(13) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）三一七～三一九頁、三二五頁、三三八頁。なおたびたび老中交渉で話題にのぼる朝鮮への銅輪出は、正徳期から年間十万斤が定額とみなされるようになつた（右同書、三六一頁）。

(14) 宗家文書『朝鮮渡銀位御願之通往古銀御免被蒙仰御引替記録』享保元年十一月六日条（国立国会図書館所蔵）。

(15) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（前掲註11）補論一「鎖国」成立期日朝貿易に関する一史料、参照。

(16) 宗家文書『朝鮮渡銀位往古銀御免被蒙仰候記録』宝永七年六月一日条（国立国会図書館所蔵）。

(17) たとえば享保八年（一七二三）三月、江戸家老の杉村三郎左衛門は勘定吟味役杉岡弥太郎により「南蛮船渡海被指留候訳は、被指除可然存候」と言われ、幕府への請願理論から「南蛮理論」の部分を削除するよう指導されている（宗家文書『吉宗様御代公私御用向抜書』九番、「九十二番、朝鮮渡銀之濫觴御尋之事』長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。なお山本博文『対馬藩江戸家老』（講談社、一九九五年）一二三三頁以下にも、同史料の紹介がなされているが、「芳洲理論」を杉岡弥太郎の発案とするなど、解釈の点で問題がある。

(18) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（前掲註11）

三四四頁。

(19) 輸入代替化を目指した朝鮮薬材調査については、田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』（慶應義塾大学出版

会、一九九九年）に詳しく述べてある。この延長線上に國産人參（お種人參）の栽培成功があり、中國產白糸に匹敵する和糸増産の影響もあって、朝鮮貿易經營が大打撃を受ける。

(20) 朝鮮への銀輸出は、元文元年（一七三六）の貨幣改鑄を契機に調達の主導権を幕府側に握られたことが原因で衰退する。すなわち改鑄の翌年、対馬藩は勘定奉行細田弥三郎より、惡鑄のため輸出用に再度の「（元文期）人參代往古銀」（純度八十%）交付する旨の通達を受けたが、同時に通用銀（元文銀純度四十六%）との品位差・吹賛等を合算した約二十%増歩での引替条件が提示された。

かつて特典として容認されていた無歩引替は二度と適用されることなく、高額の引替条件が対馬からの銀輸出減退に拍車をかける結果となる。往古銀引替は、宝曆四年（一七五四）の五〇〇貫目をもつて最後となるが、その数年前から往古銀は朝鮮へ渡ることなく、借金の返済のために上方に留まることが多かった。ちなみに宝曆二年（一七五二）、貿易用に対馬から朝鮮へ運ばれた銀は僅か一〇貫目であり、間もなく朝鮮への銀流出は途絶する（田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲註11、三二一～三三五頁）。

(21) 鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩關係」（『朝鮮史研究会論文集』二十三集）から、下賜・挙借の項目のみを合算。

(22) 肥前国基肄郡園部村は、慶長十年（一六〇五）同郡の他村ともども宗氏へ、間もなく園部村のみ重臣柳川氏の

所領とされたが、寛永十二年（一六三五）「柳川事件」後、没収されて公領となつてはいた。この近辺は支配関係が複雑に入り組んでいることから、対馬藩は宝永五年（一七〇八）になり、蘭部村と宗氏の旧縁を理由に、便宜上ここを預地（年貢は別途公儀へ上納）に認めて欲しい旨幕府に願つたが、外様大名ということもあって内諾がとれず、間もなく請願を放棄した経緯がある（宗家文書『肥前之内御料蘭部之儀松平美濃守様荻原近江守様え御内意申上候始終之覚書』慶應義塾図書館所蔵、宗家記録、雑集一〇二）。その後対馬藩ではさしたる交渉を行わなかつたが、正徳元年（一七一二）通信使の帰国時に、何の前触れもなく蘭部村返還となる。対馬藩では、これを日本国王の複号問題でもめたことへの代償と受け止め、芳洲へもこの仕儀を理由に賞賜されている（泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学出版部、一九九七年、三〇〇～三〇一頁）。この時、幕府側でどのような議論がなされたかは不明であるが、老中から藩主へ渡された書付に「殊ニ近年勝手不如意之旨被及聞召候、朝鮮之御用相勤儀候得は、為御加恩柳川豊前旧領之地返し……」（宗家文書『正徳信使記録』第三十四冊「御旧領園部御拝領之覚」十一月十三日条、慶應義塾図書館所蔵、マイクロフィルム版『対馬宗家文書』第一期、No.79、リール番号8、ゆまに書房、一九九八年）と、経済的不振と朝鮮御用を理由にあげている。突然の旧領返還は、飛地加増を願う「芳洲理論」の白石への内示直後というタイミングでなされており、両者の間に何らかの因果関

係があつたのではないだろうか。

(23) 「私貿易断絶」は、請願用に捏造された対幕府用の論理である（田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』前掲註11、三七二頁）。この時期を含めて、私貿易が断絶しなかつたことは、森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開」（『史学』五十六一三、一九八六年）に詳しい。

(24) 森山恒夫「対馬藩」（前掲註1）一〇四六頁。

(25) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下、別編第二「明治維新时期に於ける對州藩財政及び藩債に就いて」（朝鮮總督府中枢院、一九四〇年）八九六頁。

(26) たとえば十八世紀後期、対馬を訪れた幕府の役人、佐久間甚八の「抑日本ニテ対州ヲ以、朝鮮一國之御防ト思召ハ御料簡違」という「藩屏」論批判に対し、松浦暢守

は「是ハ対州之為ニ非ラズ、日本天下後世之為」「是ヲ以公儀へ御願之御主意トシ、備禦之御手当ヲ被仰上度儀ト存申候」（以上「桂川答問書」『日本經濟叢書』卷二十六所収、六六頁、六九頁）と批判して、日本天下後世のため対馬防備論に依拠した手当金要求は妥当なものであると解釈している。

(27) 【表】にも明らかのように、年々手当の増額運動は幕末まで及ぶ。文久三年（一八六三）許可された米三万石は、米価高の影響もあるが、金にすると約六万七〇〇〇両ほどで、安永五年（一七七六）一万二〇〇〇両の約五・五倍に相当する。文久元年（一八六一）ロシア艦の対馬停泊事件後、藩内抗争の末に実権を握った尊王攘夷派が、国防上の見地から対馬藩援助の必要性と正当性を、

同盟を結んだ長州藩、老中板倉勝静、軍艦奉行勝海舟らへ説き廻り獲得したものである。この時期援助金獲得の論として知られるのが、江戸家老佐須伊織による対馬上知を主張する「移封論」、あるいはそれを打倒した尊王攘派が唱える、幕吏下向も含めた「朝鮮進出論」などである（木村直也「文久三年対馬藩援助要求運動について」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）。しかしこれらの請願内容をみれば、本質的には「芳洲理論」から派生し、長い歳月をかけて藩内に蓄積されてきた理論の焼き直しが多くみられる。たとえば当初芳洲が予見したように、がんらい「芳洲理論」には宗氏のお役御免や国替（移封）論に発展する要素が含まれており、さらに幕吏下向についても幕末期に突然持ち上がった話ではなく、すでに杉村直記による請願運動の過程で、幕府役人や以蔵庵輪番僧らを船に乗せて朝鮮へ渡ろうとする案が検討されている。問題は、芳洲の時期に家老たちが回避したがった「移封」を、どのような議論と認識をもつて藩の全体理論となし得たのか、また「征韓」という意識が、藩内でいつ、いかなる階層の人々によって形成され、軍事色の強い「朝鮮進出論」が出来上がつていったのか、明らかにされなければならない。

終わりに

本稿は「はじめに」で述べたように、泉澄一氏が提起された白石・芳洲論争にかかる諸問題を再検討するた

め、三回にわたる対面の内容、「隣好始末物語」提出時の事情と目的を考察し、さらに新たに判明した史料から「芳洲理論」構築の過程と役割などについて検討した。これにより十八世紀初め交易銀問題に端を発し、当代一流の儒者といわれた新井白石と雨森芳洲の間に、貿易や経済にかかわる議論が存在し、『隣好始末物語』はこれを有利に導くための書として、芳洲みずから提出したことが明らかにされる。

ところでこの議論をめぐって、白石と芳洲が直接対面して言葉を交わしたのは、正徳四年（一七一四）から同五年にかけての三回に過ぎなかつた。内容は、①対馬藩「藩屏」論、②宗氏のお役御免や国替も含む大名領地論、③交易銀の品位問題、④琉球貿易との比較を含む藩貿易論など。さらに余談ではあるが、老中との交渉術までも話題にのぼつている。芳洲が一度にこれほど多くの課題を持ち込み、それを白石が僅かの間に理解し得たのは、「芳洲理論」がすでに正徳元年（一七一二）の段階で白石へ内示されていたからに他ならない。これを白石のもとへ届けたのが、対馬藩家老の平田直右衛門である。後年芳洲は、この時を交易銀問題にかかる白石への願い事の始まりだと記しており、その意味からいえば両者によ

る理論的闘いは正徳元年に始まつて いたことになる。

芳洲による独自の理論「芳洲理論」は、交易銀問題に苦慮し、新たな請願理論を模索していた対馬藩の要請から生まれたものである。芳洲は、交易銀の獲得だけを目標に幕府交渉を行つてきたこれまでの対馬藩のやり方を批判し、長崎口の銀輸出抑制策を例にとり、いざれ朝鮮への銀貨輸出も禁止される時代が到来することを予測する。そこでまず銀への執着を捨て、貿易の損失分を所領の形で保証してもらうことこそ、対馬藩「永代御安堵」の道であると説いた。さらにこれを幕府への請願理論とするため、『対馬藩は「藩屏」の地』『武備』の充実『朝鮮貿易は所領同然なり』、などといった定義づけをし、交易銀交付に代わるべき土地への振り替え運動とともに、幕藩制社会における対馬藩の位置付けを初めて明確に打ち出した。芳洲はこの理論をもつて白石との交渉に臨み、最終日に対馬藩の主張を高らかにうたいあげた『隣好始末物語』が、白石および老中のもとへ提出される。白石による対馬攻撃の鎮静化は、こうした芳洲の訴えが聞き届けられたことを意味する。

しかしながらここで注意すべきは、「芳洲理論」をめぐる芳洲と対馬藩当局の見解は、必ずしも一致したもの

ではなかつたことである。藩としては、銀への執着を捨てて貿易の損失分を所領の形で保証してもらうという論法までは良いとしても、「芳洲理論」に内包される「土地」の意味を対馬本領までとせず、したがつて宗氏のお役御免や国替論をもつて白石と論争に及ぶことまでは認めなかつた。このため芳洲は、「土地」の対象を飛地領加増に絞り、国替論争へ発展することのないよう細心の注意を払わねばならなかつた。提出した『隣好始末物語』において、対馬藩の役割は總て東照大君家康公の時代に始まるとして、『朝鮮貿易は所領同然なり』の主張を歴史のなかに位置付けたのも、そうした配慮によるものと考えられる。

貿易立藩の存亡をかけた幕府との攻防は、白石・芳洲論争後も形を変えて継続された。吉宗時代の二十年間、藩は芳洲の意図とは別に、「芳洲理論」を交易銀獲得のための便法として用い、銀輸出が途絶えれば、財政資金獲得の理論として幕府へ迫るのを常套手段とした。江戸家老の役割は、『隣好始末物語』の内容を正確に把握し、「芳洲理論」にその時の世情に見合つた請願理由を加えて、土地か永続手当金か、それが駄目ならせても下賜金か拝借金かと、執拗な交渉を行うことについた。かく

して白石・芳洲論争の試練をくぐり抜けた「芳洲理論」は、その誕生から幕末に至るまでの実に約一六〇年間、対馬藩を支える基本理念として命脈を保つたのである。

以上、本稿では白石・芳洲論争の背景と内容、「芳洲理論」構築の過程と役割を、対馬藩の動向に焦点をあわせたため、その時代の幕府関係者や識者⁽¹⁾がこれにどう反応したか、あるいは時期的に異なる対馬藩対策や朝鮮政策との関連性、経済思想史の側面からの分析なども考慮に入れることができなかつた。さらに近世後期の「芳洲理論」の応用についても、実証的研究はまだなされていない。これはあくまでも仮説であるが、幕末期対馬藩内を混乱に陥れる「移封論」、そして軍事的色彩の濃い「朝鮮進出論」でさえも、形を変えた「芳洲理論」と見做すことができるのではないかと筆者は考えている。すなわち「芳洲理論」には、芳洲が予見したように国替論が内包されており、また“藩屏の地”“武備の充実”といった「防衛」論は、裏を返せば「侵略」論にいつでも置き換えることが可能だからである。問題は、芳洲の時代に回避された国替論が、あるいは朝鮮国あつての対馬という意識が、いつ頃どのような藩内の思考の下で変化していくのか。「芳洲理論」活用の変遷を具体的に明らかにすることも、今後に残された重要な課題である。

註

(1) 対馬藩には、平田直右衛門が「芳洲理論」を室鳩巣や三宅觀瀾らへも語っていたという言い伝えがある（中川延良著・鈴木棠三校注『樂郊紀聞』1、平凡社、東洋文庫三〇八、一九七七年、四四〇四五頁）。